

三井高喜筆「大元締日記草稿」

—明治九・一〇年三井銀行事情—

三井高喜筆「大元締日記草稿」

明治九年（一八七六）七月一日、日本初の私営銀行、三井銀行が創立した。ここに紹介する「三井高喜筆『大元締日記草稿』」は、当時銀行大元締役副長であった三井高喜によって書かれた、三井銀行創立当初の内外の事情を投影した日記である。

収録した史料は左のとおりである。

(イ) 明治九年六月二三日～「日記大元締」(追一三三)⁽¹⁾

(ロ) 同 年八月二三日～「日記大元締」(未整理史料)

(ハ) 同 年八月二十四日～「日記草稿大元締」(合冊)

(二) 同 年一〇月八日～「日記草稿」(追一五五)

(イ) 明治一〇年五月二二日～《日記》(追一五五二)

これらの日記はいずれも小石川三井家旧蔵史料であるが、(イ)、(ハ)、(二)、(イ)の三点は戦前に小石川家から旧三井文庫へ寄贈されたものであり、うち(二)、(イ)は、天保一二年から始まる「高喜自筆日記之内」(追一五一五～追一五五二)の中の二冊である。(ロ)、(ハ)合冊の中の日記は昭和四〇年に新たに追加撮入されたもので、現在整理途中

にあるため、非公開となっている。用紙はそれぞれで、(イ)は半紙一〇野、(ロ)は美濃判八野、(ハ)は美濃判一〇野の紙背と九月三日の途中から無地の紙背、(二)は(ハ)と同一種類の無地の紙背、(イ)は三井銀行用箋半紙一〇野、である。また(ロ)、(二)は明らかに草稿であることに間違いないが、(イ)と(ロ)は途中から異質の使い方をされており、草稿とは言い切れない面もある。このように少しづつ事情の異なる点はあるが、(ロ)、(ハ)、(二)の史料を中心に、(イ)、(ロ)は内容的な類似性を重視して一緒に印行を試みることにした次第である。

問題は「草稿」という点であるが、三井銀行の公的日記として現存する「大元締日誌」は、明治一二年九月二〇日からのもの(本七四六)が一番古く、九年の日記は現在のところ見当らない。この明治一二年以降の「大元締日誌」は手代の筆記したもので、記事は事務的にして簡略であり、「記事ナシ」と書かれている日も多い。高喜筆の草稿も、あとで本人が淨書したのか、それとも手代が必要事項をピックアップして写し取ったのか、とにかく本

紙が存在しないため、「草稿」であることの意味は判然としない。⁽³⁾

いずれにせよ、この日記草稿が大元締役という立場にあつた人物によって書かれた貴重な史料であるという点にかわりはない。

三井銀行は、三井組時代から引き継いだいくつかの難問を抱えていた。主なところでは累積した不良資産の整理、外債の返済、政府の経済政策転換への対応があり、また三井家同苗との関係等があげられる。高喜の日記は、癌の病をおしてそれらの問題に取り組む総長代理副長の三野村利左衛門の動向をとらえており、興味深いものがある。と同時に、同時期に創業した三井物産会社に関する記事も、社主である三男養之助との関わりでしばしば登場するし、明治五年（一八七二）に切り離された三越との関係、相続講など大元方役同苗の一人としての立場や、時には小石川家当主としての立場で書いているプライベートな記事もあり、その記録する対象範囲が広く、内容豊かである。

本文史料の末尾に「大元締日記草稿」の内容と関わりがあると思われる三井銀行創立前後の書状類を別添史料として掲げた。

三井銀行創立に至る過程は、早くは『三井銀行八十年史』（昭和二年一月発行）、近年では『三井事業史』本篇第二巻（昭和五年九月発行）に詳述されているので、ここでは紹介史料の「大元締日記草稿」の内容との関わりで、三井高喜と三井銀行創立前後の事情について補足的に説明しておきたい。

手代からは、厳正にして癪症が強いと畏怖されていたといわれる三井高喜であるが、この日記草稿や、残された書状の控の数々、各種覚書類等から、几帳面さ、神經の細やかさとともに、人間味のある飾りのない人物を想像することができる。

三井高喜は、文政六年（一八二三）九月、南三井家五代高英の八男として生れた。幼名を八十助という。九歳の時に南家に正式に入家、天保一二年（一八四一）四月、北家の八郎右衛門高福の義弟として格付けられたのち、小石川家（京都出水家）高益の養子になった。弘化四年（一八四七）、二十四歳で小石川家の家督を相続するとともに、幕府御為替御用名前である三郎助を襲名。以後明治二〇〇年（一八八七）一月まで三郎助を名乗った。安政六年（一八五九）に三七歳で大元方役となつてからは、北家の三井高福・同高朗父子とともに三井家同族の中心的存在となつている。

明治四年六月、三井家は大蔵省の銀行創設の構想のもとに「新貨幣為替方」御用を引き受け、これを契機に東京大元方を設立、両替店と御用所の合併、創業以来の業家である呉服店を分離し、大元方がこれを監督するなどの一連の改革を行なつた。そして将来の備えとして同族の子弟を米国に銀行業習得のためとして留学させることとなり、北家から三井武之助、高棟の二人を、小石川家から高喜の長男弁蔵、二男貞二郎、三男養之助の三人を派遣したが、目的を達するまでにいたらず七年に帰朝、高喜は三人の子息のうち二男貞二郎を米国で失なつた。三井家は明治六年五月に

三井高喜筆「大元締日記草稿」

三野村利左衛門に家政改革の全権を委任したが、この改革で、高喜は大元方管轄役として東京詰になり、以後しばらく東京を拠点とすることになる。だが明治六年の改革の中で、同族の居宅を東京に移転すべしといふ三野村の注文に抵抗を持った同族は多い。

高喜もためらつた一人で、その家族が東京に引き移ったのは実に明治二年一月になつてのことである。

明治八年一一月、銀行創立に先立つて、銀行三役を決める株主選挙が行なわれた。一二月一日に公表された当選結果で、高喜は副長となつた。選ばれた銀行三役は左の顔ぶれである。

一等席 総長	三井八郎 右衛門	（總長代理兼 三野村利左衛門）
一等席 東京詰副長	三野村利左衛門	
二等席 大坂詰副長	三井三郎助	
三等席 東京詰監事	三野村利助	
三等席 大坂詰監事	西邑庵四郎	
四等席 東京詰監事	今井友五郎	

高喜は、荷の重さを痛感して明治九年一月になつてから、老身であることを理由に副長を辞退したが、もちろん却下されている。因みにこの年五二歳である。

三井組から三井銀行への引継ぎは、明治九年六月三〇日付で三井高喜が三井組大元方を代表し、今井友五郎が三井銀行を代表した形式をとつて行なわれることになり、七月一日の創立に至つた。本来三野村が読み上げるべき創立の達しと祝文は病臥の三野村に

代り高喜が読み上げた。

高喜は明治一年一月には、これまでの三等から二等となり、同一四年一月には一等級の監事となつたが、同一六年一月の株主選挙で再度副長に当選、同月には銀行業に尽力した廉で、大元方から賞を受けている。明治一八年一月、六三歳の時總長となり、二四年八月高保（室町家一〇代）に後を譲る。この間明治二〇年（一八八七）一一月に家督と三郎助名前を長男弁蔵（高景）に譲っている。同年一二月に東京の居宅を深川から小石川区水道町に新築移転し、明けて一月、家族を東京に移した。小石川家と呼ばれるようになつた由縁である。一方大元方役としても重要な位置にあり、銀行創設とともにならう大元方の改正（明治九年八月）で高朗とともに検事役となつた。總轄は三野村利左衛門、改役に斎藤純造と永田甚七が任命された。明治九年八月には、三井銀行と旧三井組大元方と三井家同族の三者間の立場を明確に規程した「盟約書」も締結された。^④ 高喜は三者のどれにもあてはまるが、ここでは三井銀行副長と三井家同族の立場で調印を済ませている。

高喜は三野村利左衛門没後の明治一一年七月の改正によって、大元方取締役となつている。三井家同族は、三野村利左衛門の改革により三井家の共有物にあらずとされた大元方を、三野村の没後また三井家同族のものとする気運を高めていた。明治一一年四月、最長老たる三井高福の、大元方を「於京都従前の如く一家根元たる」大元方に復権しようとする呼びかけに対し、三井高喜は

「近來形勢之變化ニ隨ヒ不得止之場合ニより、一旦東京江大元方ヲ移シ改革相成候上は、即今京都江引戻シ候而是其功無之而已ならず人氣折合如何ト心痛仕候、依而同盟同心協力、以テ漸次大元方之整理相備候上ハ、速ニ京都ニ於而大元方相建可申は勿論、夫迄も祖先ヨリ被建置候家法ニ基キ候運ヒニ仕候様、精々尽力可仕候⁽⁶⁾」と慎重な中に、大元方の復権を望んだ意見を述べている。明治二七年三月一一日没す。享年満七〇歳。

三井組が銀行へと組織改革を決断したのは、明治八年（一八七五）三月である。麻田佐右衛門「出役日記」（追二〇三六）三月

五日の記事に「夜大三野村る改正之儀ニ付、元締・支配役并附属ともへ相談有」とあって、三月一一日に三郎助（高喜）が斎藤純造、向井一郎兵衛、今井友五郎、三野村利助ら重役陣ほか二七名の手代とともに、三井銀行設立に向けて「誓詞」に調印をした。明治八年三月といえど、前年末、つまり七年一〇月に出されたいわゆる官金抵当増額令を、三野村利左衛門の才覚によつて、何とか切り抜けて間もない時期である。小野組・島田組が相ついで閉店となつたなか、三井組が一四万円にも及ぶ抵當品を調達しえたのは、外資の導入、すなわち横浜十一番館のオリエンタルバンク（史料本文中に「土印」で表記あり）から一〇〇万ドルもの融資を受けたことによる。この借入金返済請求が借入証書作成完了の明治八年二月二四日の直後から始まつたという。幕末以来の滞貸の累積により、莫大な不良資産を抱え込んでいた三井組にとって、

容易ならざる時期であったことは、東京本店に詰めていた者でなくては解し得なかつたであろう。高喜は松坂元締役場に勤務する同苗の三井高潔（篤次郎、永坂町家第六代）に宛てた書状（別添史料①）の中で、三野村利左衛門が「是迄申出し之廉々難相立候ニ付、總轄委任御免相願度」と申し出て一同を狼狽させ、自身はこの事態に「下拙義甚当惑、實ニ莫大之塞高改操合之致方も無之其日送り之所置、誠ニ不容易場合閉店之見込尤之義」であると書いている。それほど三井銀行創立に向けて準備を始める頃の三井組は、厳しい財政的窮地に陥つていたといえよう。

三井銀行創立という大改革を進めるにあたつて、三井組大元方總轄の座にあつた三野村利左衛門を悩ませたのは、財政窮迫問題だけではない。京都居住の旧弊な考え方をもつ同族、とりわけ總領家である北家次郎右衛門（高朗）をいかにして東京へ出てこさせるかであった。「銀行引繼事務改正掛」が設けられ、大元方から銀行大元締役場事務が移された明治八年七月九日のその日、三野村利左衛門は三井次郎右衛門に「先達より度々御登東可被遊様申上候得とも、今ニ何等之事も無之、如何之御所存ニ御座候哉」（別添史料②）と書き送り、東上の説得に努めたが、次郎右衛門は応じていない。八月に入つて事態は更に悪化し、京都において主従不和の噂が広まつた。噂が政府高官の耳に入ったことから三野村の悲憤は頂点に達し、またもや退身を願い出た。三井高喜は必死に利左衛門をなだめ、かたや京都在住の同族との間をとりも

つ役回りとなる（別添史料(3)、(4)）。西京の三井高福・同高朗・同高辰（新町家第八代）ら重立つ同苗は、これに驚いて「右等之浮説ヲ信シ今利左衛門退去抔候而者、多難大事之場合可持固之計策モ無忽瓦解、積年之美名一時滅却シ、祖先へ不孝ノ無申訟、將内外各国耻辱ヲ弘布候義、実以可歎可悲之外無之、唯々胸痛惱慮之限」⁽¹⁰⁾として「誓言」（別添史料(5)）を三野村に差し出し、これによつて主従不和の噂の一件は表面上は落着となつた。

明治八年一二月下旬には、三井組から銀行へと引継ぐべき各店の八年七月から一二月までの目録尻の清算が行なわれている。明治八年七月から一二月までの三井組「各店目録尻純益調」（追七八五ノ四）のうち、純益額の高いところでは、東京は一三万一二一二円余、横浜店は一万一四五円余、大阪店は二万三一五六円余、西京店は一万五九〇六円余であるが、松坂店改正⁽¹¹⁾方に二万一八〇円余の不足金があり、各店全体での純益金は一九万五三四円余となる。うち大元方諸入費六三五四円余、大元方への二割積金三万九〇六〇円および各店役員二割配当三万九〇六〇円を引き去ると一万〇八六九円余だけ残ることになる。逆に滞貸金は二五〇万円程であったという。

三井組の財政状態を知る三井高喜は、明治九年二月二三日付で布告された、太政官達第一八号「院省庁現金納払規則」に、恐愕している。第一国立銀行はこれによつて官金を引き上げられることになつたわけであるが、三井も同様という危機感が当然あつた。

三井高喜は同苗の篤二郎（永坂町家高潔）、同元之助（伊皿子家生）との連名で、京都の次郎右衛門（北家高朗）、源右衛門（新町家高辰）に宛てて、官金を引き上げられては銀行創立計画が無になることから、京都府を介した政府からの「御尋合」があつた場合は、「程克御請答」するよう申し入れてゐる（別添史料(6)）。銀行創立に対する京都同苗のわだかまりを慮つてゐるのが察せられる。

官金引揚の事態は大蔵省への三野村の懇願によつて危避できたが、この事件が三井家同族にとって如何に深刻なものであつたかは、九年五月に、同族から三野村利左衛門に対し「即今御用被召上、御預金上納被命候節ハ忽鎖店破産ノ外在之間敷、然ルニ其元前知去年來碎肝胆兼て内顧周旋、寢食身命ヲ忘レ、千辛万苦厚配勉強ノ勳功不空」という感謝状を添えて大元方所有の高砂町の土地家屋を授与したことからでも明らかである。諸般の事情で土地家屋を授与したことからでも明らかである。諸般の事情で土地家屋の授与は一〇月六日に延期されたため、紹介史料の日記に記述が出てくる。この中で、高喜は太政官達一八号の布告を明治八年のこととして記しているが、これは明治八年九月に決められた出納寮設置のさい、官金引上げの恐れがあつたことからきた感違いである。ともあれ、三野村への感謝状を下書きし、高砂町の土地家屋を授与しようというプランナーが三井高喜であつたらしいことが、残された感謝状の下書きから推察される。經營の実態を知り、対政府との三野村の寝食身命を堵した働きぶりを知る高喜

と、遠隔の京都に居住する同族とでは現状の理解に差があるのは当然といえる。

大蔵省から三井銀行創立について、「追而一般之条例制定可有之候間、目下之處人民相對を以て營業」の認可の指令が三月三一日付で下り、四月五日付で三井組に通達されたため、京都の同族に東京へ出て来る様召集がかかつた。

四月二二日に三野村利助は、東京本店習学中の三井高喜摘男弁藏と藤田、永田両手代と共に、旧弊の同族に銀行創立に関する事情説明、東上の催促、所有財産調査、盟約書の調印を取る等々の職務の為西京に出張した（別添史料8）。三野村利助は五月二二日付で三井高喜、今井友五郎の二人宛てた書状の中で、在京の同族について「到底当地ニテハ世之中之情実何程弁解候とも無益ト存候、無理言子供もタラシテ東京マテ連出シ大海ヲ実見不為致候テハ、逆も目が覚不申候」⁽¹⁶⁾とこぼしている。

三井銀行創立願が許可されたのは五月二三日付、在京の同族が上京したのは六月一日である。本文日記は六月中途から始まるが、すでに同族ならばにその子弟は東京に揃っていたわけである。当時の三井家の重つ同族の構成は左のとおりである。

三井八郎右衛門（北家第八代高福 満六七歳）

三井次郎右衛門（北家高福長男高朗 满三八歳）

三井元之助（伊皿子家第七代高生）

三井源右衛門（新町家第七代高辰）

三井宸之助（室町家第一〇代高保）

三井八郎次郎（南家第八代高弘）

三井三郎助（小石川家第七代高喜 五二歳）

三井則右衛門（松阪家第七代高敏 五二歳）

このうち老齢の三井八郎右衛門と病床にある三井則右衛門を除くと、各家の当主は全員揃ったことになる。本文日記に「總長」と記されているのは、八郎右衛門ではなく、三野村利左衛門をさしているので注意されたい。

創立から一ヶ月経た八月一日、太政官の「国立銀行条例」が改正され、翌日三井銀行にも配布された。これに関して高喜は三野村の受け止め方を記している。それは、去る明治七年の官金抵当増額令の出された際抵当の一部として大蔵省へ差し出した第一國立銀行の株券一〇〇万円を公債証書と引き換えることの厳談があつた、という点である。前述したオリエンタルバンクからも残額八〇万ドルの返済要求があり、それに第一國立銀行株券一〇〇万円に替わる抵当公債と合計すると必要資金は一八〇万円にもなる。加えて三野村の病状はますます悪化し、後々へ対する不安と将来を想い本文九月一日の記事にある三野村の「下拙相果候後者」という遺言ともとれる演説がなされたものと思われる。⁽¹⁸⁾

これらの難問には、大蔵卿大隈重信から救援の手が差しのべられた。オリエンタルバンクへの返済は政府米の輸出代金の操作に

よつて一応解決し、また重病の三野村に代り大隈が三井家同族を召換して一二月一日勤務の心得を訓示したのである。又統いて一月十九日には内務省からも同じく同族に対し、三井銀行へ出勤すべき旨の訓示があつた。三野村は明治一〇年二月二日に死去した。大蔵省は三郎助を呼んで、三野村が國家の為に功をつくしたとして國から建碑料として金五〇円を下賜することになった。

三野村の遺言の演説にもあるように、三井組が三野村と政府高官との個人的な密着性によって支えられていたことがわかる。高喜の日記は、三野村の死後、渋沢栄一・益田孝両名に後事を依頼するところまで終っている。

(1) 本史料紹介でとりあげる史料はすべて三井文庫所蔵史料である。

(2) 現存する「大元締日誌」は、明治一二年九月二〇日～一

〇月四日の分と同一三年一月一日～六月一三日、それに明治一五年一月一日～同一九年一二月三一日分（本七四六、七四七に合冊）がある。ついでにいえば草創期の三井銀行の日記類は、明治一五年（一八八二）一月一日をもって、公的記録として残すよう義務づけられた。すなわち「^{〔明治一五年〕}本年一本月一本記録として残すよう義務づけられた」とあり、元月より、社店日々取扱之事務上緊要之件々々記載シ、将来之参考ニ供セんカ為メ、此日誌簿ヲ製シ、且左之各係へ日々之要務ヲ登記シ可差出旨相違シ、簿冊ヲ分賦スル」とあり、元締、支配役、官金係、検査係、為換係、貸附課、公債係、用

度課、両替係、紙幣係、秘史係がその対象となつてゐる。これらは「半紙十畳」と形状が統一されているが、大元締日誌については別に「美濃十三畳ニ而調製ス」とあり、他よりも一回り大きい簿冊と決められている。当日から大元締役の認印が押されているが、その以前にも一人二人の認印の押されている日もある。

(3) 三井銀行創立以前からある、東京大元方の「日記」（本七三五一一）は、明治五年四月一五日から始まるが、これも高喜の筆になるものと、別に同年五月一五日から始まる手代の記述したものとがあり（本七三五一一）、日付の重複しているところをみると、それぞれ別々に日記をつけていたらしい節もある。大元締の日記も同じように考えられなくもない。

(4) 「既に会社法を設けし以上ハ、此三井銀行の資本ハ株主一同之物にして三井氏一族之物ニあらず」という盟約書（『三井事業史資料篇三』）は、本紙そのものには締結された月日の記載が入っていないし、また大元方の「日記」や、この本文日記にも記録がない。ただ副本に八月と入っているため「三井事業史」でも一応八月ということにしてある。しかしそれぞれの調印、そのものは五月から九月にかけてのことであつたことが、別添史料⑧や本文日記から察せられる。

(5) 『三井事業史資料篇』三・史料16・17 参照。

(6) 小石川家旧蔵未整理史料。

(7) 「稿本三井家史料 小石川家第七代三井高喜」。

(8) 石井寛治氏「銀行創設前後の三井組―危機とその克服」

〔『三井文庫論叢』第一七号〕による。但しこの借入が三井組

内部でもほんの一部の人々しか知らない最高機密であったと

思われる、という同氏の推測であるが、本文史料九月一日に、

三野村が「一同」を集めて「土印江^(十)シ万相戻し候得とも」と

演説している記事から、「一同」がもう少し広い範囲を指し

てあるように思われる。当時九等席であった田中九衛門の

「奉公録直間接押記」(追二一四八)にも右に関する記事が

見えていることから、少くとも九等席手代も含まれていた筈

(9) 三野村利左衛門は、明治六年四月六日付で辞表を提出し

たことがあり(『三井事業史』本篇第二巻一三九ページ)一

四二ページ)、これによってかえって三井家政改革の全権を委任され、権限を強化することとなつた。

(10) 『高喜・在京同苗往復書翰写』三井文庫所蔵史料 追

一三三〇一三。

(11) 松阪店は明治五年四、五月から愛知・三重・度会三県の為替方業務を管轄して多額の公金を扱うようになったが、その運用に失敗し増大した不良資産を整理するために松阪改正方が設けられた。詳しくは『三井事業史』本篇第二巻一五六

一五七ページ参照。

(12) 三井高喜の「明治九年二月十七日三野村より預り候書付

写」(小石川家旧蔵未整理史料)には

金千両百拾七万四千四百五拾五円四拾壱錢八厘四毛三糸

預貸差引

金拾八万七千五百〇七円四拾三錢九厘六毛九糸 全益金

此内ヨリ

金七万六千六百三拾七円五拾錢七厘七毛九糸

再差引

金拾壹万〇八百六拾九円九拾三錢壹厘九毛

此高旧三井組大元方ヨリ大元締工受取タル銀行ノ株主ニ

純益金ヲ割賦スル也

此内金拾万円也

金壱万〇八百拾壹円五拾七錢八厘壹毛 但百七八十八名

旧三井組大元方
外株主二同工割賦ス

右之通ニ御座候得共、利附貸、無利足貸金之内ヨリ自然返済

方難行届滞リト可相成見込之分左ニ

大凡金両百五拾万円余も可在之候

然ル所凡金百万円也

東京^(十一)大阪^(十二)西京及各店ニ所有スルノ地所

家作、其他所有品總額

差引

金百五拾万円也 鰐と相成候

とある。「鱗」とは損失の意味である。

(13) 前掲石井論文。

(14) 「申渡控」(本一七四六)。

(15) 別添史料(8)の三野村利助の書状によつて「盟約書」の同苗の調印は五月段階で済んでいたことが知られるばかりでなく、三井則右衛門の印が無い理由もはつきりする。

(16) 小石川家旧蔵未整理史料。

(17) 小石川家旧蔵未整理史料。九月二二日付で大阪の西邑虎四郎から三井高喜に送られた書状に国立銀行条例改正と三野村の容躰について書かれている。「儲尊地洪太之御事務不絶

御憂苦之御儀、乍憚奉遠察候、大水源之旱魃、下流之乾苦勿論之義、尚其支流ニ至テハ変シテ荒野共可相成勢、附而者於大源理水之御策略ヨリ種々奇考妙術御施行ニヨリ頗不思儀之麥態而已益劇進シ、中ニ者違的之御錯誤も可有之、実以戦々競々水履之御苦想察上仕候雖、少当地ニモ未汲之苦痛無ニ歎息不絶事ニ候、既ニ私盟銀行御許可御開業之処、國立之条例

再御広布ニ附、御変制無之二者不叶之模様、朝定暮變之形状失途之限、抑失長息畏々縮々之至ニ候
○大三野義先達而不快之處、追々順快ニ候得共、未乗車ニモ難懼由、余程疲勞衰弱事被察候、大改正之今日、彼身ニ大障有之者而大業半途ニシテ崩壊之大害、何分ニも加養大切ニ被致、快復之期ヲ祈望之外無之候」

なお第一國立銀行の株式は、實際には「大藏省伺留」、明治二年太政官第一号達により明治一三年現在も抵当にされることが知られる(粕谷誠氏のご教示による)。

(18) このように考えると、前掲石井論文に引用される松島吉十郎の談話内容も、それから本文一〇月六日付日記の中での感謝状とそれに対する三野村の受け答えも、それなりの意味がありそうである。

(19) 前掲石井論文。

(20) 「同族七名大蔵省召換状写」(殊四三九)、「大蔵省諭達」(殊四三八)。

(21) 小石川家旧蔵未整理史料。

(樋口知子)

凡例

一、史料の配列は年代順にしてある。

一、原則として文字は通用の字体を用いたが、変体仮名のうち、助詞の者、江、而、之は漢字のままとした。

一、朱書きは「」にくくり、右肩に(朱書)と注記した。

一、墨で消されている文字は、左傍に()を、また朱で消されている文字には左傍に()を付して表わした。

一、符帳は行間に実数を付したが、技術的に入れることが困難な個所はこれを省いた。使用されている付帳は左の通りである。
(二二三四五六七八九十百千)イセマツサカエチウシ 舟仙

(表紙)
明治九年

日記

自六月

大元締

明治九年自六月廿三日至

六月廿三日 曇折々小雨

一先収社より持參証書左二

一銀座四丁目拾六番地

練瓦家屋疊建具とも壳渡証 壱通

代価金式千六百四拾貳円六拾錢壳厘也

一木挽町九丁目廿四番地

二階造石造壳棟 壳渡証 壱通

繪図面 壱枚

代価金三千五百三拾円拾貳錢五厘也

一築地壱丁目三番地

西洋造 壳渡証 壱通 (朱書)一三百五拾円也」

造作 壳渡証 壱通 (朱書)「五百拾円也」

繪図面 壱枚

代価金四百円也

一芝口壱丁目貳番地 (朱書)「一百五拾円也」

二階家 壱棟 壳渡証 壱通

造作疊建具 壳渡証 壱通 (朱書)「六拾五円也」

(追)三三一一一

絵図面

武枚

代価金百拾五円也

一横浜石川町鈴木清次郎外式名地所江
建家 三棟 壳渡証 壱通 (朱書)「六百円也」

造作 疊建具諸道具共壳渡証 壱通 (朱書)「百三拾九円八拾貳錢九厘」

外ニ中泰助宛之証書 壱通

代価金七百三拾九円八拾貳錢九厘也

一銀座四丁目店

家具代価金千九百五拾壹円貳拾六錢也 証書壹通

代価總計金九千四百七拾八円八拾壹錢五厘也

右証書三野村利助受取代価前書之通り相渡候事

但右書類三郎助受取仕舞置候

一井上馨君御用ニ付英國江御派出、明廿四日細君御召連御発途ニ

付為御暇乞と、三郎助、次郎右衛門、元之助龍出候、為御餞別
白絹縞壹反持參候事

一利左衛門店引渡罷出ル

一和歌山支店詰辻川七郎次病氣ニ付暇願書聞届指令大坂分店江遣

し候事

一松坂支店より十五等席壹人出勤願書江難聞届旨指令致遣し候事

一用度課る派出役員月給渡方之儀伺書江伺之通指令致遣し候事

三井高喜筆「大元締日記草稿」

六月廿四日 土曜日 曇

一練瓦家屋譲替御願

右式冊東京御府江齋藤專藏持參致候所、いつれ御指令可相成候得
とも、今日者土曜日半休ニ付上ヶ置候様被仰聞候ニ付、其儘帰店
ス

一此度三井養之助寄留届書左二

記

京都府上京第廿区

下長者町油小路西江入

紹巴町

三井養之助

廿五番地

九年六月

貳拾年四ヶ月

右者今般東京府第一大区拾五小区兜町五番地江寄留仕候間、此
段御届申候也

明治九年六月

右

三井養之助印

右同断

差配人

明治九年六月

早川多兵衛印

第一大区拾五小区

戸長御中

右書面齊藤保藏江相渡候事
一此度三井武之助寄留届左二

記

京都府上京第貳拾七区
油小路二条下ル二条油小路町
三百四番地
三井武之助

九年六月二十一年一ヶ月

此段御届申上候也

右 三井武之助印
右地所差配人
木村省三

明治九年六月

右 三井武之助印
右地所差配人
木村省三

警視第六方面
第 署御中

記

右同断

三井武之助
同断

御届申置候也

右 地所差配人
右 三井武之助印

木村省三

第六大区三小区

戸長御中

記

第六大区三小区

戸長御中

右書面調印之上三野村利助江相渡ス

(表紙)
明治九年八月一日

(小石川家旧蔵未整理史料)

日記

大元締

八月一日 快晴暑氣強

一縊長病氣全快ニ付出席ス

一大元締書記神戸新五右衛門江申渡ス

一物産会社三井武之助宛名之券狀式通利助江相渡、同人より物産会

一社江相渡候事

一三井武之助田村利七江横浜地所之義ニ付委任状壹通相渡ス、

扣は物産会社ニ有り事

一高瀬英祐、田村利七江宮崎、愛知詰之義、横浜店差支之有無、

利左衛門より尋問候處、差支之義無之旨相答候、依而國產方取

扱筋見込拝司、高瀬談合可申出旨申付候事

但此末國產方別派之見込内々談合居候事

一大元方持綱浜地所上り高、当九年上半季勘定目録早々差出候處、國立銀行条例

様、高瀬英助、田村利七江三郎助より申談置候

一篤次郎出東之義、英祐江三郎助より伝言ス

一新潟県より銀盃被下之御書付仕舞置大元方江善七渡ス

一宮城県より前山孫九郎江被仰渡(大元方江仕舞、是も三郎助、善七江渡ス)

右兩条日記江扣置様、三郎助、善七江申開置

一前山孫九郎江被下置候拏地三具之内多賀城之石摺三枚之内一枚

壱具孫九郎江頂戴為致候、残而拏地式具石摺式枚大元方江納置

但拏地土蔵仕舞置、石摺式枚者表具申付ル、中西半蔵總長より申付ル

八月二日 快晴暑氣強

一三井物産会社より營業之願七月(四)日東京府江差出候處、廿(四)日御

聞済相成候ニ付、武之助、養之助一昨三十一日、昨八月一日左

之方々御礼として廻勤ス

内務省大久保様、勧業寮川瀬秀治様、大藏省大隈様・松方正義様、

工部省伊藤様、東京府楠本正澄様・千田貞暉様、勧業課森照治様、

勸業課本山九等出仕

右夫々手札ヲ以回勤ス

一紙幣寮より御呼出しニ付、高野栄次郎罷出候處、國立銀行条例

三冊御渡被下候事

一広島出張店ヨリ彫刻印鑑三枚到着、二枚元締江渡ス

一西京分店より電信為替捨字書損尋越候ニ付取調候處、全副元締

麻田左二平不調法ニ付、再往復電信料為償金當人より差出候様申付候事

一大坂分店より当上半年目録尻不足之義、詳細可申越旨申遣し候

処、委細訳ケ申越、依而承知之旨返書出ス

一 西京分店江役名申遣し候事。堀江清六外五名也

一 飛驒高山江鉱山之義吉井之不都合筋三付、藤本源次郎差遣し候

旨総長々利助江申談居候

一 辻純市罷出、三野村利左衛門江竹中転宅不都合之断申居候

一 三野村利左衛門病氣全快後初メ相伺候事

八月三日 快晴暑氣強

一 麻田佐右衛門久函館出張二付委任状相渡候處、帰府二付今日返済ス、即刻消合候事

一 旧静岡店野呂政太郎、勝間田清次郎江相渡候委任状、上島忠和江相渡候委任状、返済之義県懸り平尾賛平江取戻し方談合置候事
(朱書)
一 島根出張店久印鑑一枚元締久達

一 豊橋出張店久古印壳包到着

一 松田長右衛門より差出ス印鑑是迄大元方ニ有之印鑑引合候處
相違ニ付尋遣ス事

一 昨二日切符手形古式冊式冊目一外切符預金差引長一冊
金銀受取記一冊

一 今三日預り金切符差引帳一冊右元締久受取事

一 今夜九時頃挽木町五丁目川岸納屋久出火、夫迄二而鎮火、南風強候事

一 今夜京坂三越店山中喜左衛門、奥村忠右衛門、市川得右衛門罷出、京坂店久今一層非常改革可致熟談仕候得とも、兎角咄戻も

考案も出不申ニ付間猶歎願御賢慮相伺度旨申出候三付、猶又押而考案可致様明日歟明後日深川西大工町江寄会可及熟談旨申置候、何分過日來談居候義者我等一己之存意、又朗生辰君之存意も可有之、且篤二郎殿浜表呼ニ遣し候得共、返事も無之三付、此度ハ無沙汰ニ談合可申旨申入置

八月四日

一 今朝深川西大工町江久平遣し詳細手紙ニ相認、今日午後京坂貞服店一条寄会之義申遣ス、然ル後浜久雷信着、篤次郎七時氣車ニ而出府之旨申参る、依而其旨申送る事

一 井田一平、荒木三平、吉井正助、佐波浅次郎、其外都合十名久(キマ)、

八月五日 快晴暑氣強

一 今夕花火有之由吹田氏より三郎助同道罷出吳候様元之助、源右衛門江伝言之趣両人久承り候得とも、別段直々承り不申義旁相断候事

一 利助より受取三井物産会社江抵当品貸渡シ候受取書并ニ三野村利左衛門久陸軍省(キマ)

一 昨四日篤次郎、三郎助同道深川旅宿江罷出ル、三越店大井小助、京坂山中・奥村・市川深川へ呼寄、歎願大元方ニ而は難行届旨、其外種々示談之上銀行江歎願致試候ハ、如何と内々添心いたし

三井高喜筆「大元締日記草稿」

遣し候、詰非常之改革相建候様考案可致旨申聞置

一増田孝殿二度入来

一津店より古印一箱紙包参る事

八月六日 晴 暑氣強 日曜日
休暇也

一今日大元方株券壹万枚之内五千枚、正七宰領として横浜江持參ス

一三野村利左衛門出勤、談半筋有之ニ付深川江罷出候様申スニ付同道罷出ル候處、京坂大元方所有物調藤田より差出候ニ付、猶取調方同苗三郎助、次郎右衛門、元之助、源右衛門江申聞候事

遣ス事

八月七日 快晴 暑氣強

一今日天王祭中橋江神輿渡御有之由

〔朱書〕

一今日大元方株券五千枚横浜江送る、昨日五千枚都合壹万枚三相成候事

〔朱書〕
一勢州松坂店井田一平着府ス
一高楚栄次郎各店總計表調一袋入受取候事
一元締る手形引替小帳簿冊預候事
一和歌山出張店印鑑一枚元締る参る

〔朱書〕

一西京店三井源右衛門博覧会社会計幹事御差免、改同社常備幹事申渡旨

右京都府被仰出候旨申参る

一昨八日総長る同苗中江申談之廉有之ニ付、今日六角、新町、南、室町、大元方江罷出、旧三井組所有品取居候事〔朱書〕

〔朱書〕

八月八日 快晴 今日暑甚較当年之暑也、奥二階寒暖計五十八度位午後二時頃

一外国人参候、利左衛門面談、西洋料理出ス

以書付奉願上候

一金武拾万円也

右者即今商用ニ而無拠入用出来仕候ニ付、洋銀抵當ヲ以前書之
金額御貸下被仰付候ハ、難有仕合ニ奉存候、尤利足之義者老ケ
年^{ヲヤマ}之割^ヲ以、來ル十月三十一日迄之内元利共無相違返納可仕
候間、何卒格別之御仁慈ヲ以至急御貸下被仰付候様偏ニ奉懇願
候、以上

明治九年八月十日

三井物産会所印

三井養之助印

大蔵省御役所

三井家大元方御中
此分一通

口演

三井次郎助印
同治郎印

勢州雲出村

明治九年五月

勢州雲出村

奉懇願候、敬白

御宅々トハ通信罷在候處數歷ヲ經、次第御熟和の方モ無之様相
成残念ニ奉存候、當今細々ニモ一家連綿罷在候儀ニ付、大切之
親族音信不通相成候而者祖先江対シ孝道モ難相立、且弊家相統
之祈禱ノ一助ニモ可相成候間、何卒不相變御門葉之一端ニ被差
加、其段御一同重御手代中江も御示シ置被下候様、此段以書取
奉懇願候、敬白

明治九年八月十日

三井物産会所印

三井養之助印

大蔵省御役所

三井家大元方御中
此分一通

口演

勢州雲出村

奉懇願候、敬白

右調印之上養之助大蔵省江持參、鄉純造様江差上候所、御届済相
成候事
一井田一平より、三井次郎助^ヲ懇願書一袋入三通受取候事
此分双通

懇願

一私方祖先之儀者、三井越後守高重二代越後後次郎右衛門長男

越後守高安殿^{法名内光院}儀^ヲ初而松坂表へ別居、其舍弟次郎助

高時弊家^ヲ相続シ其後種々之變化等モ有之候得共、一系連綿聊

耕地之作益ヲ以檢約ヲ旨トシ細煙^ヲ立、家内糊口仕来候、然ル

二大廈御繁栄ハ旭昇之如ク海外迄も輝候義ハ於弊家モ大慶仕候、

御家弊家内緒之儀者前頭之通ニ而双方系団往古より再三御引合有之近
中御調査^セ之候而瞭然仕居候、松坂御別居已來不絶御懇命候而且西京松坂

其後者絶而不得貴顔候、御增添御清適と奉欣喜候、然者先頃已
來小林嘉平次^ヲ以種々御配慮希、此段奉方謝候、則別紙三通夫

此分半切二認

井田一平様

右ニ而三通也

此分半切二認

三井次郎助

九年六月十五日

井田一平様

此分半切二認

三井次郎助

九年六月十五日

井田一平様</

三井高喜筆「大元締日記草稿」

々為持上候間、御掌握宜敷御取扱之程是れ祈候、一度參館何歟

御礼も可申上候得とも両足不自由ニ而兎角御無音而已、不悪御

承引可被下候、書余拝眉申残候、草々不宣

七月十七日

井田一平様

二白 御一門様御名前及大元方御名前とも乍御手數鳥渡御書付

被下度、此旨御依頼申上候、以上

右之通之書類受取候事」

(朱書) 一〇八月十一日 暑強ク打続 快晴

無別条(昨日書添店より印鑑老松宛着)

(朱書) 一〇八月十二日 暑強ク

○三井物産会社より鉱山寮
寮江双通宛 三井養之助一名ニ而書面差出し候事

○此朝、竹中氏入來、商社発起人として願書江武之助、養之助

調印申請ニ参る、三通り宛四組計調印ス

右三野村利左衛門承知之事

○和歌山店より印鑑一枚着

(朱書) 一〇八月十三日 快晴 暑氣強
日曜休暇也」

(朱書) 一〇八月十四日 快晴 暑氣強

八月十五日 快晴 残暑強

一大津店武田静二到着ス 七月廿四日彼地出立之由

○入来増田孝殿

一松坂店井田一平より公債証書之件ニ付委任状申請度願書出ル

一右は松坂旧領主紀州之頃同所新町仕入方と申唱候所ニ而貸付

初り候所、末々ニ到借主難渋之者出来、終ニ不納之者出来、所置

致方無之所より講金ヲ集不納之者元利消算方法相談ケ有之候所、

御一新三時勢相変候ニ付公債証書と相成候事」右下渡り候ニ付、

名前人三井八郎右衛門より之委任状井田一平江相渡具候様申出候

事、依而旧大元方目録、旧松坂店目録相調、右講金之出方吟味

致候事

一古印一包横浜より着

一宮崎佐平参り、愛知之事件利左衛門江申談候事

一今日都合ニより坂本町四番地物産会社兜町元島田八郎左衛門店
地江當分引移り候事、何分殘暑強折柄余程間接ニ付、幸元島田
店之地面并ニ建物とも此度大藏省より買入候ニ付、当分為引移

一物産会社大蔵省より拝借（二十一）シ万円相願候處、御間済ニ相成、内

シ万円官札イ朱セ朱札ニ而遣ひ方甚難済、且者一旦御引上ニ相

成候札再度遣ひ出し候も甚不本意、殊ニ新銅貨追々御払出し相

成候ニ付、下民家手支無之義旁返納可仕旨以書面ヲ申建候處、

大蔵省国賓寮ニ而頭郷純造様初メ御立腹、此末物産会社江貸金

不致新札シ万円も引上ケ候様被仰候由、右之趣三野村利左衛門

様子柄承り參り其旨物産会社江通知候處、御断差出し候事養之

助持參候處、掛り御退出ニ付持帰り大三野村江其段相咄候處、

明日大三野村持參可致旨申預り置候事

一大元方向井一郎兵衛等席改申渡之義、六、七之処大三野村・出

水・北・斎藤・永田之処ニ而考案可申出旨大元方より廻章廻る、

依而斎藤・永田第一銀行江呼ニ遣シ出水談合候處、斎藤・永田

とも七調印致候、出水見込も六調印致度候得とも当今時勢七調

印之處至当ニ付七調印候事、猶深川、北江も添書いたし廻章相廻シ候事、三野村利助便り

一外内副元締初メ支配、取締寄会、金換内談筋申合居候事

八月十七日 快晴 残暑強

一養之助物産会社久龍帰り、今朝益田孝、郷氏江龍出段々不都合

断被申入候由、右二付先書不都合之文字有之候ニ付御取消相願、

新タニ願書差出ス様致度旨大三野村江相談之上差出度段、益田

伝言ヲ以養之助龍出候事、右書面武之助・養之助兩名調印致候事

八月十八日 快晴 残暑強

〔朱書〕大三の村出勤之上談合、養之助大蔵省江持參ス、無程帰り引

〔相場〕替參り候旨申出ル」

一物産会社設立名前人之義ニ付總長より拝司永造江談合、左之書

付相渡ス

京都六角通り東洞院東江入町

三井元之助方

同室町下立売下ル町

三男 守之助

三井辰之助方

次男 元 蔵

伊勢国松坂本町

三井則右衛門方

次男 賢三郎

明治九年八月

一則右衛門方ニ三男高吉と申四才位有之候、候得とも不書出候事、

尤大三野村江申聞候得とも先三人ニ而官旨申居候事

一相場会社名前人前三名之外竹中邦香、拝司永藏都合五名可致哉

〔朱書〕之旨總長ヨリ永藏江申談、前三名之名前書拝司江相渡候事、
〔右会社之詳細書中外堂ニ有之由〕

一九年前半季純益配当、式割配當調書出来三付、二階食〔テキマ〕二於而

夫々調印ス

此度右取調掛り高野栄次郎、佐々木寛二郎江昨十六日更ニ被申

付候事

三井高喜筆「大元緒日記草稿」

一昨十七日認置候相場会所名前三人之印形同日申付候處、今朝出
來參り、平尾より總長江為相見三郎助預り候事
一(三井)三井賢三郎、元藏三井元藏、守之助三井守之助
一今朝三野村利左衛門三井物産会社江龍出、益田孝殿面会之上、
以來諸役所江差出し書、三井物産会社代益田孝二而調印差出し
候様及示談候處、委細承諾、約条者左様ニも不參様申事故、約
条書者三名、三井武之助、三井養之助、益田孝として調印候事
二相成候よし大三野村より咲有之候事
一昨十七日より三井武之助、養之助泊番相勤候様順番取極メ相成
候由、一周間^(マ)二義^(アシ)助一泊、坪内二泊、^(キマ)四泊此人先頃宿持順席
二相成候得とも未独身之由
右益田より取究申付候ニ付、昨十七日者養之助宿直順番ニ付相勤
候事
一今朝井田一平寵出、則右衛門方賢三郎事ハ最初三郎と名付候得
とも、四ヶ年程前之事ニ而薩州君ニ三郎君モ有之ニ義此方御出入
も致居候事、旁此方三郎助とも差支候様之訳ケニ而、一字上ニ文
字付候様大元方より申遣し候由、依而賢之字付ケ候得とも地方管
ニ而者矢張三郎之儘ニ有之由申出候ニ付、最早名前書出し候ニ
付賢三郎ニ相改メ候半而者難相成哉、実ハ至急之義ニ付則右衛
門江掛合もなく当地限次男之事故書出し候得とも、若差支有之
節者如何様とも可相成、手代名前ニ而も可相済候得とも、同苗
ニ次男三男有之故其名前相用候迄之義ニ候間、若差支候ハ、名

前人取替候迄之義と申入置候事、其後大三の村江申間置、猶考
案可致様申入置候處、前書之通り印形彫刻相成候事
一大藏省ニ而三井物産会社金シ万円押借願書兩人調印ス
一飛^(マ)弾出張店^(ル)明治八年九月迄^(ル)之目録到着、三野村利助より受取候事

八月十九日 曇天 残暑強^(ムシク)書ク
令午前六時聊小雨却而暑シ

一三井物産会社より大藏省押借之拾万円手形壹枚養之助江渡ス
一九年前半季勘定式割配當純益配當金十九日午後集会に有之、申渡
相成候事

右ニ付黒板書出し有之候事

一今日九年上半季純益并ニ式割配當勤功株受与申渡有之事

一右ニ付横浜江三井篤次郎、森藤五郎、高瀬英助、田村利七呼三
参る但高瀬^(タカセ)田村之内宅、高野栄二郎より通達ス

一大元方役員式割配當、銀行役員配當之割ヲ以申渡候事

一横浜石川町鈴木外式名之地所建物三棟壳渡証壹枚裏書可致趣ニ
而相渡其儘ニ相成候故、此段利助へ申入置事

一西村虎四郎監事委任状本店分今井渡、津、松坂店之分佐々木渡、
右取調早々可相廻様齊藤專藏江申入置候 佐々木へも申入置事

一本日三層樓ニ於テ九年上半季純益配當、式割配當勤功株受与申
渡有之事

八月廿日 残暑強^(ムシク)折々只雲る而已

一本日三層樓ニ於テ九年上半季純益配當、式割配當勤功株受与申

一 今日株主一同集会之広告有之候事、後午四時頃七時頃相済候

事

一 今廿日武之助初メ三井物産会社宿直

八月廿日 残暑強

午後七時頃より
雷鳴有之夜ニ掛ケ相応大雨有之候事

一 休暇也、馬淵氏奥江参る

一 用度課中運送方出来候ニ付是迄輿付茶処押入とも取扱候事

一 見世土蔵、中土蔵之外奥人口迄不残板敷ニ相成候、是迄者いつ

れも畳敷之處此度板間ニ相成

玄閑^(アマカ)其次是迄地所掛詰所、用度方從前交代部屋奥茶処石板間ニ相成

一 大坂店々堂島米会所名前同出ル
一 西京店々享保頃預り金事件三付三井三郎助々山崎甚五郎へ總理

代委任状之義申出ル書状着
一 井田一平^{ムツタケンイチ}津店來状受取、公債証書書替委任状二紙受取、調印

一 上原甚四郎神戸店詰相成候ニ付本月十八日出神、十九日^{ムツタケンイチ}調印
之旨届越候事

一 三越^{ミツオカ}山中市川大坂外別宅壱人右龍出^{ミツオカ}三野村利助へ頼談筋申出候、依而
委數書面ヲ以申聞候様、猶口演ニ而殘る處可承旨申談

一 相場会社名前人三井元蔵、三井守之助、三井賛三郎より拝司永
一 早々返送可致候

八月廿三日 晴

藏、竹中邦香へ委任状右三人之調印ス、但扣書者大元方委任状留

メニ扣有之候事右三人之印形此度影刻ニ付大元方委任状留メニ押置候事、

刻印も実印ヲ以致ス

八月廿二日 晴 暑強候得とも過日之雨より大井ニ凌克相成ル

一二階上等之間ニ於而宮崎佐平、井田一平江三野村利左衛門^{リザエモン}愛

知、松坂方取締合候事

一 宮崎佐平此度愛知店詰被申付候ニ付、不日出張、依之百事談合

罷出暇乞致帰港ス

一 同人江愛知店詰ニ付委任状相渡ス、此度^{ムツタケンイチ}社印相用ひ候事

一 今日九年上半季純益金配当金株募入金之上銘々江相渡ス

但^{ムツタケンイチ}拾円未滿^{ムツタケンイチ}之者其儘相渡、五十円^{ムツタケンイチ}以上之者半額株募入江入
は其儘渡ス

一大坂店文通之内書抜扣帳米会所^{ムツタケンイチ}此度差金

一 差金会社江加入する義ニ付、該社ニ大損耗ヲ生するとも當銀行
江者闇セざる確約致置ベし

右ニ付當地元商社今般差金会社と確約之義為取換候哉可承置事

一 出納察為換取投約定書者未タ取結ひ無之、不日御取究メ相成候
ハヽ早々返送可致候

一 昨廿二日三野村利左衛門^{ムツタケンイチ}申聞候者、此度上半年^{ムツタケンイチ}渡金之

三井高喜筆「大元締日記草稿」

義(アキマ) 病氣引之者へ者三割之壱引退渡方可致旨、三野村利左

衛門ムサシ 申談候事

一平尾申聞候、三井守之助 元藏此度相場会社創立願ニ付身分糺有之も難

三井賢三郎 計候ニ付、守之助、元藏、於京都二別籍之取計、賢三郎於松坂

二別籍之取計可致旨通達致候様申聞候事

一三野村利左衛門横浜江罷出候事

一今日も純益配当金渡方いたし候方

一大元締順席相建候様、利左衛門ムサシ 三郎助、利助、元之助江申聞

向有之由

一津店來狀井田一平相渡ス、同人横浜江罷出、佐平愛知店出張用

向有之由

一昨廿二日井田一平ムサシ 承り候處、武田静二豊橋店詰之節千ウ舟円

余不都合有之、御支序預手形ニ而有物と致置候事故今日迄不相

分、漸々當五六月之頃顕れ候由、其外ニも不都合之塞物有之候
様子承り候事

(表紙)
一八九〇年從八月廿四日

(小石川家旧蔵未整理史料)

日記草稿

至十月七日

大元締

一八九〇年八月廿四日 今日者大三涼しく候事 午後白雨有之候

一守之助、元藏、賢三郎之義、西京、松坂通達之件三野村利左衛門江平尾申聞候旨申入候處、利助詰所ニ付同人よりも相呴候ニ

付、兩地江通達可致様寛次郎江申付居候、尤次男之義ニ付自是
転籍可致道理何も差支無之旨申居候

松坂江は三郎之名前賢三郎と申立候ニ付、早々県庁相改候様可

致旨申遣し候段寛二郎承知之事

一大元方規則改正相成候ニ付調印ス、銀行江一冊、大元方江一冊、

同苗中江一冊、外ニ原書一冊、右出来候事

一向井一郎兵衛、松本壹平次江純益配当之手形相渡候事

一義之助義、横須賀江物産会社用向ニ付罷出候事

一益田孝殿入來、大三野村談合候事

一深川下邸中顯名社祭祀來ル廿七日相務候旨、依而同苗中より奉

納物之義利左衛門ムサシ 元之助、源右衛門、辰之助へ申聞候事

一八月廿五日 曇り又晴少々小雨も有之 北風有之凌克候事

一斎藤孝藏より公債方名前書入之印判不用ニ付持參候事

一大元締江十四等下級北村安之助付添候様三野村利左衛門ムサシ 当人

江直ニ申付有之事

一大元方明廿六日ニ改正申渡可致旨大三野村ムサシ 申聞候、依而同日

中土蔵二階江大元方引移り可申積り可致旨も談有之候事

一純益金手形壹枚、大元方株金百万円之純益也、向井一郎兵衛江

渡置

一大元方百万円之株手形券 本月七日ニ受取、直ニ元締江相渡横浜店

江差向候事

右二付大元締江受取書大元方実印押ス

一三野村利左衛門株金募切候三付、株券相渡受取書取置候事

一弁藏株金八百円差入候事

一横須賀二而養之助ヲ明午後帰府之旨申越、依而物産会社へ申遣ス

八月廿六日 今朝ヲ小雨 今夜少々強雨降る

一高福殿ヲ顯名社神納品半分西京ニ而例祭ヲ築り度被申越候二付、

其旨利左衛門申聞候處、承知二付今日返書差出し候事、三郎助、

元之助、次郎右衛門、源右衛門連名也

一昨廿五日武之助ヲ別紙之証書兩人調印之上三井大元方江差出し
置候旨申出られ候ニ付、利左衛門江其段申聞、調印之上三井物

産会社書類之内へ入置候事

写 証

一金壱万八千九百七拾八円八拾壹錢五厘也 但無利足

右之金子借用申處実正也、然上者當明治九年より十ヶ年賦ヲ
以テ無相違返済可致候、依而為後日証書如件

明治九年八月十八日 三井物産会社印

三井養之助印

三井武之助印

(采書)
右貸金者左之訳ケ

三井組大元方御中

金九千五百円 九年六月十七日 銀座三町目

大三野村承知
貸金会社之廉

金九千四百七拾八円八拾壹錢五厘

六月廿二日先收会社ヲ不動産
引取貸価元締渡

益田孝殿ヲ九千五百円証書可差戻之處、追而書改之義有之ニ付

先其儘差置候様大三野村申聞候ニ付、前証書一緒ニ仕舞置候事」

一駅通寮より三井物産会社指令写武之助ヲ昨日受取候ニ付仕舞、

尤願書写も一綴ニ相成候事

一今朝大元方ニ於而規則等級役名申渡有之候事、右通達之義永緒

太郎右衛門江申談置、大元方役場状ニシテ八郎右衛門殿江為御

心得可申達旨申入答

一養之助横浜ヲ本日午前十時廿五分着いたし、午後帰府之旨電信

(采書)
フ以申越ス、物産会社江申遣ス

一弁藏分同断、飯料無之候事

一横浜店ヲ高瀬英助勤功株配当金二ヶ月分引去り之義、并二鈴

木利平半年分渡方之儀了解難致旨申越候ニ付、英助特別之評

議ヲ以二ヶ月分引去り相渡遣し候義、鈴木利平義者四月廿二

日死去之届致候旨申越候得とも、六月廿一日死去届有之、甚

不都合之申越候ニ付、若了解難致候ハ、元締一人出京相伺可

申様申遣ス

三井高喜筆「大元締日記草稿」

一 鈴木(マツ)平死後半役料之遣し方此度不殘渡方願為登候得とも、
右は規則之通可遣義矢張一ヶ年半、半季毎ニ取纏可相渡旨申

遣し候事

一大元締ニ有之候簞笥二ツ大元方江相渡候ニ付、右簞笥之引出

しニ有之、大元方地券一包五通程入一外ニ四封鹿島清兵衛書付
有之候事

右今井友五郎江相渡候事

浜石庫一袋 浜店より書付三毫封

外朱書一封有之候事

八月廿七日 今朝より曇天之所午後晴ル 蒸暑ク

日曜日ニ付店休暇

一 顕名社過ル廿二日祭祀之處今日曜日江相延シ、例祭祀相務候事、

店總中江大元方より酒飯差出し昼飯者ニハ飯也、是ハ三野村利

左衛門より差出し候由、庭内筋り物種々有之事、又餅菓子之類奉

備有之、此度者同苗三郎助、次郎右衛門、元之助、源右衛門、

八郎次郎、辰之助、武之助、長四郎、義之助在府、浜ニ篤次郎

罷在候ニ付、一同より三越名酒タカハシ老駄半、則三樽獻備候事

一次郎右衛門病中、篤二郎罷出不申候事、店惣中罷出候事

三廻り社司永峰罷出、神祭相務候事

一夕飯膳分セイ老駄馬シニア小芋スイカ玉子椀盛り、差身一品、右之通

今廿七日后宮様箱根宮ノ下温泉江行啓御発車被為在候事御二泊藤原、廿九日宮ノ下

右新聞ニ有之

一 今日者蒸暑ク曇天ニ有之候處、午後晴、能ク天氣ニ相成ル事と
一同申居ル

一 八月廿八日 晴ル 大ニ凌克相成午後八時頃雨暫して止ム

一 今日東京府より御呼出し有之候ニ付、午前八時次郎右衛門代理兼
竹中邦香 武之助、養之助其外此度差金会社發起人一同罷出候

處、一同身元糺之所其順道ヲ以取調候得者日間取候間、当地ニ
而銘々身上書出し、兩三人より保証人ニ相建テ候様被仰候由、

竹中氏より大三野村申聞居候事、右ニ付次郎右衛門分身上書二
付地所十五所分附、沽券金高四万五千六百円、次郎右衛門名前地所

一 内書出し候事府紙
一大区五小区

駿河町三番地

一百五拾武坪五合七夕

沽券金千百円

同町 四番地

一百九拾三坪六合四夕

同町 六番地

武百六拾九坪九合武夕

同 金千五百円

同 金千三百円

同 金七百円

同町 七番地

八拾武坪壹合五夕

同 金七百円

同町 七番地

三拾八坪壹合五夕

同 金七百円

三井高喜筆「大元締日記草稿」

差引セシサ万六百〇円セシマ錢三毛全損金
七百十円セシマ錢三毛全損金
一千工舟シウ円エシセ錢五毛諸入費
三百六十円エシセ錢五毛正有金
六千六百四十五円ウ毛

備相建候事、依而今日右場所江大元方引移り、是迄之大元方

正有金

卷之三

(史)

三

卷之三

但子供代り相付ク

了供代り相付

八月廿九日 快晴
凌克相成候事

横浜ニ而建家壳渡証書一通、總圖壹紙武之助宛之証書也。三井物産会社より養之助持參二寸作十八日受取、三郎助

物語会社。一月三日参り、作時十八日を取。三日見
三野村利左衛門大蔵省江罷出、午後一時十五分汽車

(四) (アキマヤ) 龕在候事

円サシ銭之品

養之助不快ニ而引入ル事

周吉郎弁藏江成規之義為及通達候事
朱書「七」

明三十日者六條院天皇八百年祭御祭典有之例由
依而諸省察核
メ御役所向休暇之事ニ候由諸官員方大礼服三而參内被仰出候由新聞二有之

朱書) 八月三十日 夷青 大三凌克

一 今日六条院天皇七百年御祭典有之二付、諸省寮初メ休暇二相

成候、右二付店表も相休候事、但国族出し候事旗

一 是 迄 之 大 元 方 江 銀 行 大 元 締 備 相 建 候 二 付、 大 元 方 者 旧 両 替 店

之頃勘定場と唱、當時中土藏と唱居候座敷土藏二階江大元方

右両人所有品代価八千八百円、地所建家西京ニ所有物一切
右中邦香、武之助同道三而罷出候、差金会社創立願ニ付身上
書出し候様被仰出候、依而取調今日差出し候ニ付、武之助、
食之助調印申請ニ持參、依而調印致候事

無御座候旨書入有之候、保証人後藤、岩塙、辻、荒尾之四

人調印致候事

右持參竹中邦香東京府寵出候事

一坪内氏入來、先收会社より買入相成候所有品、武之助名前之分

物産会社ニ扣無之ニ付写帰り候事、猶委細写相廻し吳候様申

居候事

一益田孝殿入來ニ而、養之助不快之義申聞不勤断候、其節見舞

被申居是迄米国ニ而稽古被成候洋学ヲ矢張稽古相初メ候様、且、人ニ付合候様不致而者不相成候事故、益田事夜分大駆在宿候間、時々罷出吳候様被申居、鳥尾君杯益田氏懇意之由、毎度被參候様子、至極面白キ咄之有之人故夫は聞馴れ被申候様被申居候間、詳細可申入候得とも猶貴君より被仰聞度と申置

〔朱書〕候事」

〔朱書〕「武田靜二より書面出ル」負債決算願之事也

〔朱書〕「井田一平より書面出ル」松坂改正方目録尻不足消却願申出ス

第一銀行より九月七日集会廻書参る

一九月一日より会議場開キ達出ル

一兜町六番地沾券状斎藤保造より大元方江借請ニ寵出候ニ付相渡

候旨、夕刻笠山豊平届出ル、依而總長江申聞置

一今日抽籤當り左二

新公債力万工千円余

秋 同一万サ仙円余

右之通有之候事

右ニ付西京、大坂、松坂、横浜江抽籤當リ早々取調可申越旨及文通候事」

九月一日 快晴 大ニ凌克相成事

一昨三十一日京都宅弁藏より書狀着一覽候處、広岡お淺事來ル十月

臨月之処當節者信五郎事本家久右衛門宅江後見ニ遭入同道被致居候由、就而者お浅事家内之者江甚氣兼可致様子ニ而甚申兼候得とも里方ニ而安產致度旨願出し候、広岡方ニも老女產取扱ものも無之様子旁願度旨申出ス、信五郎より弁藏江書狀、お浅よりわ江之書狀、お浅より權兵衛江之書狀とも參り候事、依之今日大元締ニ而大三野村、永田居合候節右相咄、何分入訣ヲ以申出し候義ニ付、斷難申入旨申出し候處、義利人情者無是非事と申居候

当方ニ而先年お稔初產之節里方安產致度旨願越候義も有之候ニ付、右取扱之義疊合、お浅出水宅ニ而安產之義承知可致旨近日返書出し可申心得

一銀座壱町目三井八郎右衛門名前之地所代価七千円之券大蔵省江抵当ニ差出有之候處、兜町六番地券と入替相成候、右之訣者銀座町此度新規地割出來候ニ付、都合ニ寄地統買下候義ニ付、七千円之地券ニ而者其割之買入ニ不致而者不相成高価ニ相成候間、右地所此度三野川利八と申者江四千円ニ売渡シ之表向姿ニ致、

内実大元方所有地也、近々地券書替願出し候ニ付、八郎右衛門
久藤保造江右取扱之委任状相渡候事、大藏省抵当者兜町六
番地之券状と取替相願候事、右六番地券久藤保造江相渡候義者、
昨三十一日付ニ有之通達山豊平より届出ル

一 今日會議場開席相成、午後五時頃より一同集会之上三野村利左
衛門ら一同江申談候者

下拙相果候後者必ス内実各組ヲ結ヒ候様一同和合致間敷と被存
候、若左様之事ニ而者當今種々駆引ヲ以盛大之取扱致居候義ニ
付忽チ閉店可致道理、各其辺克々勘弁致し何分一同共和致、此
上ニモ聊無油断勉強致與候様懇々申談候事

右ニ付而者利左衛門義、三井家江出勤後無間も御一新ニ相成、
千変万化世上模様替り其處種々様々相考相凌候義、御一新之

際より新御役人江懇意ヲ結ヒ候處、其御役員今日ニ者皆々高
官重職ニ拝命、依而猶今日二者其方々江罷出、種々相伺又願
等致万務取扱候義、依而今日店之盛太旁以長崎より札幌迄之
店々下拙之下知差圖ニ隨ひ何れも勉強致與候、是全利コフ發
明ニ非ス、無学モノフ之下拙三井家之カシジ
懇意ヲ結ヒ候方々皆々高官員ニ被為入候故之義ニ而、下拙相
果候ハ、物事其順ニ運ビ付不申候間、何分内輪一同共和いた
し、尽力勉強之處、偏ニ御願申入ル旨相呴し候事

一 店第一之商業金操、一条無意駆引可致様季々勘定尻這入候所、追
々操作相廻り候模様、店々ニ而日々何程數徳入可有之義、米一

条二付セシサ万程之別物入金、皆融通致し居候道理、左候得者
ケ様ニ相迫り候道理無之筈、土印江シ万相戻し候得とも勘定尻

も有之、公債徳入も有之候ニ付相戻し候義ニ而有之候、畢竟官
金之差引尻ニ有之操作と存候間、抵当外一時預り等少ク相成節、
尽力ヲ以預り方心配致し、一同不斷ニ心ヲ合セ差支無之様無油
断駆引御願申入ルと演舌いたし候

一大藏省江抵当ニ差出し有之候第一國立銀行百万円之株手形之素
より追而公債証書引換可申旨相願有之候義ニ付、此度銀行条例
御改正ニ付而者毎々御催促有之、尤是迄ニモ度々御催促有之候
得とも、畏り候旨申上今日延引致居候處、今般銀行条例御改正ニ
付御催促御嚴談有之候ニ付、殊ニ寄銀行株金引候外無之、依而

各考案有之候様申談候

右畢而少々不氣分之様子ニ而今日者蒙御免ヲ候と申、引取候事
一右引取後別段談事も無之、前書考案今日ニ決シかたく旨、猶夫
々承諾之趣相認、一同調印致候事

九月二日 少々蒸暑ク快晴

一 昨三十一日抽籤ニ付御申渡書写
見出し所江申渡

総代人

新公債証書元金之儀、発行条例面之旨趣ニ遵ヒ本年払戻スヘ
キ金額四拾万円ト予定シタルニ付、証書之高最多キ於東京本

日抽籤法施行候ニ付、其方共ヲ全国内証書所持人之縦代トナシ立会申付、抽籤ノ法公平正実ナルコトヲ査見為致候事、此旨可相心得候事

但籤之総数五拾九本、内式本ヲ振テ当リ籤ニ定候事、抽籤

法相濟配當之記号番号等公定シタルハ、別紙難形之通総代人ニ立チタル其方共一紙連印之保証直ニ差出可申事

明治九年八月三十一日

郷国債頭

代理

斎藤国債助

秩祿申渡之方写

総代人

秩祿公債証書明治七年発行セル分、元金之儀条例面之旨趣ニ遵

ヒ、本年可払戻金額四拾万円ト予定シタルニ付、○都而新公債

同文ニ付略ス

但籤之総数三拾武本、内式本ヲ振テ当リ籤ニ定メ候事、抽籤法相濟、此外都而新公債申渡同様ニ相認有之ニ付、大略右御申渡斎藤君々被仰渡書付御持帰リ可相成所、三野村(マツヤマ)理左衛門頂戴致度旨相願候ニ付、其儘御渡ニ付持帰ル、依之写置

一今日高喜、高朗、高生、高辰、高潔、高棟新調彫刻寒印出来参り候ニ付、朗、生、辰、棟君之分相渡候、深川龍在候
朝生辰之分福垣吉太郎江相渡為持届候事、其節吳服店之願書類此度差出し候分差送り

九月三日 快晴 日曜日

体暖

大井小助罷出候ニ付、去ル三十一日山中、奥村、市川罷

置候事

九月四日 快晴 夜ニ入遠雷兩三鳴

一三野村兩人江坂吳服店之書面之趣申入置、京都府江差出し有之抵当ニ京都吳服店室町衣棚之地所家建井ニ紅店ヲ書出し有之候段申聞、写為見置 是は大三野村江為見る

何分京坂之者存意難相立、京店は吳服、糸店合併之處改革致へく段、依呉服、糸店(イシヤ)一万円宛借用願書、大坂はサ万円余借滞之(シテ)セ万円は酒造ニ付借財ニ付、是は奥村、清水兩人限り取扱ニ而同店外別宅支配人心得不申様子ニ付、此度段々示談之上セ万円は奥村、清水ニ而此度引請、店表江迷惑少しも懸ケ不申旨申出しこれ依之七月店卸有物マ万余ニ付夫ヲ抵當としてセ万円借用

仕度旨申出し、夫歟此度之改革之由、願書右之趣兩人江相毗し候處、中々見込相立候様子も無之ニ付、此度者余程厳談ニ及び閉店可致事なれ者夫も勝手、若此方其尻が參り無拠次第相成候ハ、其節者無是非出金可致、其替り主任之手代首ヒも無之場ニ可到も難計、と先頃大井江相毗候様子大三野村申居候

出、委細小助々可承る旨申居候段申聞候處、別段何も咄無之存意難相立旨申、書面先戻し候方可然旨申聞候

三井高喜筆「大元締日記草稿」

一 高臺之分仕舞置、高潔之分明五日横浜江相廻し候積り

一 高臺小印出来參り候事

一 今日會議有之、各所為替手數料直下ケ之義談合有之、右為替者時宜寄双方之都合ニ而逆打ヲ以取組候場合も有之、又為替頼先る駆引ヲ以、外所打金下直之咄取交候者無之とも難申候間、主任之者臨機之取計可致義と相決シ候事

一 今日國立銀行条例取調係り人撰一条評議有之候ニ付、明日入札可然旨決シ候

一 竹中邦香、今泉丘之之兩人江此度古貸付取立掛り申渡、規則書も相渡相成候事

一 九月五日 快晴 今晩蒸暑く候事

一 公債証書調表各店る參り候ハ、刺板江綴込、当店公債係り江相渡為取調、大元締江刺板仕舞置可申事

置

一 昨日魚岸水神祭祀有之よし

一 大元方所有品調出來候由三付、昨四日笛山豊平る大三野村江相

渡候ニ付、今日笛山豊平、桜井徳兵衛呼寄、大三野村る談合取

調居、斎藤保造義も呼寄談合居候事

一 当春大元方所有調改正掛りる引継キ大元方ニ而取調

藤田富十郎
松島吉十郎

清書取掛り出来候處、松島吉十郎勢州行被申付、三野村利助、

居ル

藤田富之助西京用向ニ付罷出候ニ付、右両地実地(マ)検査取調候様

示談ニ相成、其後帰府、取調方清書出来候所、猶又向井一郎兵衛、桜井徳兵衛、笛山豊平江取調清書検査被申付候處、兩三日前取調方清書出来ニ付、笛山、桜井ら大三の村江差出シ候、依

之當春之清書と引合相改可申哉と尋合候處、其儀ニ不及、此度之清書ヲ以決算と可致旨申居候也

一 今日も会儀有之、条例取調係り人撰左ニ

当節利左衛門不快ニ付、外

出利助引請尽力罷在候ニ付、外

条例取調掛り難申付由縁長ム

申出候由

佐々木寛二郎

三野村利助

平尾賛平

佐々木寛二郎

一 今日深川下邸江夕五時過ぐ罷出候、朗、生、辰君江京坂吳服店

一条相咲置、明日潔君呼寄相談之上喜欠席ニ而、先前より差出し候願書類差戻し、非常改革見込難相立、大元方ニ而操作可遣

金調無之旨相断候答談合候事、九時過帰店ス

明日大井小助義深川罷出候事

一 今夜魚川岸水神祭水天(カ)例月祭、殊之外賑々敷様子

一 九月六日 快晴 残暑強有之候

一 斎藤純造罷出候ニ付、明七日銀行寄会之義三郎助不參委任状之振合承り候處、取調可申越旨申居候事、其後取調申越候事

一 永岡亮弘道具之事純造より承る、田草箱、茶盆、銀ビン之事申

一 昨五日篤次郎殿江実印壱晝状添、横浜江元締^ム別便有之二付、差

候也

一 今正午十二時頃篤次郎殿出東有之候事
一大井小助呼寄談合中篤次郎殿出京二付、今般吳服店之義具二相

明治九年九月七日

三井物産会社印

三井養之助印

三井武之助印

一 嘴候事
一大三野村午後五時四十分より横浜江龍出候

勸商局長

河瀬秀治殿

右申来ルニ付調印致遣し候事

一 竹中邦香氏より簽記精法二冊、手紙添参る事

一 午二時頃歟、竹中邦香案内ニ而加州旧知事公店見物ニ御来車有

之候

一 益田氏入來、上等之間ニ而咲、昨日事依而消

一 総長横浜^ム帰店ス

一 會議無之事

一 益田氏入來、上等間ニ而大三野村談合

九月八日 昨今暑さ強

一 今日三野村利左衛門^ム三井三郎助、三井次郎右衛門、三井元之

助、同源右衛門、同八郎次郎、同辰之助江三井大元方所有取調方出来候ニ付、篤と熟覽之上^ム晚々検査致、跡々ニ而不都合有之

様可致旨申、笠山豊平、桜井徳兵衛取調之仮帳簿相渡候事
一 會議有之候得とも議事無之事

一 是迄内國物産御局^ム外國江御輸出販売等之御用向者三井組江

取扱被仰付有之候處、私共物産会社創立仕候ニ付而者、何卒

自今右御用取扱者弊社江被仰付被下度奉懇願候、此段奉願上

一 九月七日 快晴 暑さ強
午後五時前遠雷少々雨不降

一 三井物産会社^ム左之書付ニ調印申出候

以書附奉願上候

一 是迄内國物産御局^ム外國江御輸出販売等之御用向者三井組江

取扱被仰付有之候處、私共物産会社創立仕候ニ付而者、何卒

自今右御用取扱者弊社江被仰付被下度奉懇願候、此段奉願上

一同面会ス、利左衛門同道大隈公江龍出候事

一同苗

三井高喜筆「大元締日記草稿」

一夜三入大三野村、大隈公より帰り掛り店江立寄、談有之候事

九月九日 快晴 夜に入雷鳴暫時強雨有之候事、誠ニ克キ潤雨ニ候也

一 今日三井三郎助 小印相改候事

但届ケ大元締、元締、大元方三枚差出ス

一 井田一平大元締江呼寄、總長より松坂不体戴之意味合尋問之上、

見込及嚴談二候事

一大元方是迄松坂貸方左ニ

天保十二年子春
七舟円 神樂土台金 年五歩利

此利足半金セ歩サ厘、大元方利入セ歩サ厘、土台金江積立

可相成事
安政元年春
金三百円 同十
金カ舟円 並合方
商用貸 年三朱

下屋敷普請ニ付年三朱

(六百) 年三朱

右は則右衛門無婉義ニ付町会所よりカ舟円借入、手元ニ而遣ひ

払候處、町会所より返納談シ有之候處、手元ニ無之不得止事店

表歎願申出候ニ付、京都大元方江松坂店より歎願ニ付、土方治作

杯勤中元方役員了簡ヲ以、則右衛門江貸金致候而者外々同苗江

差支候故哉、松坂店江貸三帳合致、其実町会所江返納致候事之

由、然ル处松坂店ニ而年三朱之利払元金備無之ニ付、猶又慶応

二寅二月

金四百五十円 並合方

同 年三朱

金 百五十円 合六百円也

右金高借用出願相叶ひ、此六百円松坂店ニ而者年六朱之利足付

二帳合致元方へ相納居候由、依而前カ舟円借用者松坂店ニ而引

抜、帳合右より元方借入、左より町会所江戻し出し之帳合ニ付、別段

借入之帳合無之出入なし之帳合ニ致有之由、大元方帳合ニ而者

六百円、(四百五十) (百五十七) (三百) カ舟円、(三百) シ舟サシ円、舟サシ円合して千セ舟円之出金貸帳合ニ

付、年六朱之利足年三朱宛之利入致有之候事

安政五年二月
同六朱春
金一千円 並合方
大元方
商用貸 年四朱

五十八貫目 商用貸 年三朱半

右は近頃大元方六金相場ヲ以金ニ仕切候処

銀相場之違ひニ而舟カシ円余引道相立候間、其旨松坂店より申立

候ニ付用捨致遣し候事

明治四年春
大古
舟円 無利足 十ヶ年賦年々サ円宛入ル

大古
マ舟マシマ円マシマ錢マ厘

大元方
置居貸

右は松坂地方之者、前々より当地呉服店、両替店江相勤候者之宿、

萬一難済之族有之候ハ、右金之内より恵ミ遣し候義も有之、又者

中途休足登り之者賑舞餓別等出し候由、井田一平申居候

天保十二年七月
大元方
紀御講五十人建考組之内

三口分 則右衛門、宗十郎

右は數年相建候事ニ付返金願不相叶、公債証書相願候得とも

難行届候事
(三百八十八)
一千セ舟チシチ円サシカ錢セ厘

右者新旧公債証書ニ相成候由 井田帰國之上早々可申越署

千舟マシエ円サシ錢
(五百)

内サ舟円
(六百三十七)年賦入
残而カ舟マシエ円サシ錢

右は此度返金懸合可申事

○金ウ舟エシイ円カシセ錢サ厘
(五百一十三) 紀講金

右は新旧公債証書ニ相成候由、前書同断

右之趣懸合可申旨總長々談シ有之候事

一傭入免状 四枚外ニ写一枚一袋

右總長々三郎助受取、大元方江仕舞事也

但横浜高瀬英祐罷出持參候

袋ニ認左ニ

國產方ニ於而英人堺員、米國人堺員、清國人兩員傭入之免狀

四枚入、國產方より預りニ有之

明治九年九月九日

高瀬々大元方ニ預り置吳候様申出ス

一會議有之、議事無之事

一大井入來、吳服店一条申出ル

九月十日 快晴 昨夜之雨ニ而甚凌克候事

日曜日 休暇也 (朱書)
「會議無之事」

一源右衛門々糸店 売込店負債調書一袋入被為持越候ニ付、直様

大三の村渡

一西大工町江 昨夜小助申出候三越吳服店 一条之義、以書面申遣ス

返書參り、明日出勤可及相談旨申参る

一昨九日三重県下之公債証書利足受取之件委任狀一通

八郎右衛門總理代三野村利左衛門印

右井田一平江相渡可申事

(朱書) 九月十一日 快晴 今朝小雨暫時ニ晴ル 残暑氣強ク

一總長少々不快ニ付出勤無之断申参る

外用向有之、佐々木次郎罷出候事

一銀行、大元方と為取換書二冊、高朗調印済ニ付、寛次郎持參
為致候事

一高朗初メ出勤ニ付、大元方所有物相改候事

一三越之事件、相談候事

但大井小助罷出候ニ付、此所ニ而銘々一身ニ引請度旨書面

差出し候様申聞置候、高喜、高朗々申聞候

一三井物産会社為取換書高喜小印致、高朗江渡ス、今日利左衛
門々相廻し候様寛二郎ヲ以申越ス

一三井銀行、三井大元方為取換書一覽可致様、一覽済小印押候
心得ヲ以持參候様申遣し候処 永田甚七小印斎藤純造持參調

印之旨申出候ニ付、奥二階ニをゑて一覽為致候処、大切之為
取換書ニ付、永田小印押候得とも何れ永田一応拝見為致置不

三井高喜筆「大元締日記草稿」

申而者難相成義同人江申聞、明朝ニも出店可致様可申聞旨純

造申居候ニ付、尤之義、無左而者段々店表江不音ニ相成不宜

哉之旨申聞置候事」

(朱書) 掛物十二幅対入札六人式幅宛買入候事」

(朱書) 九月十二日 蒸暑ク

一前日掛物之義ニ付談合有之、銘々増金之談合行届候事、朗、生、辰、弘、保、喜

(朱書) 九月十三日 雨鳴有之遠方蒸暑ク

一皇宮箱根宮ノ下御発車之新聞有之
一奥二階ニ而三郎助、元之助、八郎次郎、辰之助所有調

(朱書) 九月十四日

一奥二階ニ而前同人所有調 昨今次郎右衛門、源右衛門出勤無之

一養之助、益田孝氏江被招西洋料理振舞有之
一國産方々書付参る、永蔵々承る

一夕方小助書付持參候事

一國産方々書付参る、永蔵々承る

(朱書) 九月十五日 雨天 冷氣」 今夜中強雨

一今日神田神社祭典有之由

一永緒大元方貸金調持參、談合候事

一總長出勤無之事

一小助持參書付小三のへ為見候事」 夜三入大井呼寄右書付戻ス、追而外店一緒可差出答

(朱書) 横浜店より公債鑑調再改相廻ス、着ス

一奥二階ニ而昨日之続キ調物」

一千葉県下此方持之小金原開墾地小作人より大審院江公訴一条ニ付、

西京八郎右衛門江郵便ヲ以相手取候旨通知いたし候旨報知新聞

広告候ニ付、右之始末者相違無之義ニ候へ共、必心配不被成様且該地右小作人之中罷出、何ヲ申出し候も難計、又何れよりも該地何事ヲ申込候者有之哉も、是又難計候得共、何事有之とも該地ニ而者万務東京江委任候事故、西京ニ而相心得不申旨相答、取合無之様心得方三郎助、次郎右衛門、元之助、源右衛門より山崎甚五郎、藤田助右衛門江及通達ニ、八郎右衛門江可申通旨申遣し候事

右三野村利左衛門より差団ニ付今使郵便ヲ以申遣ス

但西京為心得報知新聞写封中申候事

一物産会社宿番養之助

一渡沢氏より廻章ヲ以明後十七日午後三時頃より被相招候人員左ニ

三井三郎助、三野村利左衛門、同利助、西園寺^{アキヤマ}、三井元

之助、齋藤純造、永田甚七

一九月十六日 雨天 冷氣

一武之助鉱山寮江罷出候ニ付、當人、養之助美印渡貿候様申スニ

付相渡候事

一 昨十五日山口武兵衛、杉山仙右衛門、伊藤利助、稻葉又右衛門
外十六名る相続譲再掛金預り方一条出願候事

但大元方書面差出し候事

一 今日午後時より第一銀行へ罷出、夫より渋沢氏江罷出候

一 松坂店る公債証書所有番記申越候様通達之返書昨十五日着、九月九日出也

但此末買入等出入之節々公債方へ通達可致筈也

一 今日皇宮着御之由

一 九月十七日 昨日続而雨天、今朝強雨荒吹、南風強有之候處、午後四

日曜日 休暇

一 当日神宮神嘗祭二付町々國旗出ス

一 今日深川福住町渋沢氏より相招有之候ニ付、午後四時頃より出水、

斎藤同道罷出候、六角、小三の村同道罷出ル、永田甚七、西園

寺氏も罷出候、外々來客有之、大藏省御雇イタリヤ人老人、支那人徳信、益田孝、福地源一郎、渋沢喜作、相伴鈴木善助、増田通造

右之通り罷出候事、九時前帰店ス、右は転住祝兼益田孝西国筋

江罷出候旁被相催候由

渋沢細君湯治留主中之由

九月十八日 快晴 大ニ冷氣相成候

一 今日より保之助深川東京府病院江出勤致候事

一 去ル日より十四等長田質傳入、上野菊太郎第一銀行江簿記精

法習学として罷出候事

一 児町六番地之内所有之建物三井養之助、三井武之助譲渡ニ付、三井三郎助る斎藤保蔵江委任状一通、右譲渡保証人三井次郎右衛門より笹山豊平江委任状一通、右調印写割印致置事

但外ニ建物売渡証一通有之、寫者地所掛リニ有之事

一 鉱山寮江物産会社より差出し候写表書三池石炭壳捌方條約書写

一 通、外ニ添書面写老通、三野村利助より受取仕舞置候也

一 横浜十一番外国佐々木八郎同道罷出候事

九月十九日 快晴

一 無別条

一 神田神社例祭過日来雨天ニ付神興氏子町中江渡御延引、今日正午三越呉服店ニ而御休、夫る瀬戸物町通江渡御、大通江廻り駿

河町通御、又大通りより神田の方江渡御相成候事、神興両社神馬柳木五色之旗一社十本計宛、神官馬車二輛、右迄之事ニ候由

九月廿日 快晴

一 商社より岩塚罷出、三郎助面会申度由ニ付及面会候處、三野村利左衛門より添狀持參、此度改正ニ付定款、外ニ創立証書、申合

三井高喜筆「大元締日記草稿」

規則各三冊、武之助、養之助調印可致様頼出候ニ付、各調印致

候事

一三井物産会社よりセ万ツ千ウ舟円之証書三井養之助持參、預り

置

其証ケ左ニ

一壹万チ仙ウ舟エシチ円チシイ錢サ厘

右貸金証書是迄差入有之候處、此度兜町六番地旧島田組之家屋

産会社江買入ニ付証文相改、右家代金^(四)千円書入セ万ツ千ウ舟

円証^(二)養之助持參、羽金エシチ円チシイ錢サ厘入金、明治十年

より十ヶ年納三認有之事、右入金者大元方江入金帳合相済候事、

右証は三郎助預り置候事、古証文者養之助江相渡候事、右新

証文江武之助、養之助調印致候事

一山口武兵衛、杉山仙右衛門、伊藤利助、稻葉又右衛門外三家督

之者十六名より、是迄大元方預ケ相続講掛金此度下渡願御聞済

相成候ニ付、猶有志之者式拾名申合、年兩度ニカ円掛五ヶ年一

切ニ而相預り吳候様、猶年兩度寄会之節為入用と壱人前從前之

通シ^(十二)セ錢サ厘宛頂戴仕度旨願出し候事

指令^(テキマコ)

九月廿一日 快晴

一今日祝誕ニ付内祝ス

無別条

九月廿二日 曇 冷氣

一養之助^ムる物産会社付銀座其外家屋土蔵等譲請証証類同社江受取

度旨、益田氏小印之書面受取事

右は物産会社貸金之右家屋代金も有之、右借用証書差出し候上

者物産会社之所有ニ付可渡者至当之義ニ付、大三野江申聞候上

可渡積

一總長不快出勤無之事

一物産会社規則書養之助^ムる預り候事

一八郎右衛門殿^ム三郎助、次郎右衛門江至急状着、原野之者大審

院願建一条心配之旨申參り候事

一大元方状ニ而も右一条小作人大勢より八郎右衛門殿江之書状相

廻し候事

一三野村利助江中井三平^ム右一条ニ付書状着候事

一源石衛門^ム山中喜左衛門罷出候頬談一条荒方承る

一大元方所有物調書三野村^ム相廻し候様佐々木寛次郎^ム申出候ニ付、兩通引合済同人江渡ス

一三野村利助^ム昨日着^(アマ)大元方状受取

一次郎右衛門殿^ム八郎右衛門殿來状受取、原野一条之書

一總長出勤無之事

一佐々木寛次郎、三野村^ム呼ニ参り罷出候所、大元方所有品調書

差出し候様承り参り、其旨三郎助江申闇候ニ付総調一冊并ニ総

計一冊相渡候事

一日地所建家之分調出来候事

一吳服店鍬形豊三郎妻娶度旨大井小助申参る

一三野村利助、波沢氏、益田氏初メ集会三付罷出候事

一勧商局長河瀬秀治殿より、輸送御用物産会所江被仰付被下度旨
願之通御聞済御指令相成候ニ付、御指令書三野村利助ら受取、
物産会社書類之内へ仕舞置候事

一西村席四郎ら書状到着致候事

一月給役料弁藏分とも受取候事

九月廿四日 曇折々雨、夜ニ入中降り

一日曜日 休暇也

一本日三廻稻荷神社一五九之例祭祀ニ付、大元方御祈禱料百疋奉
納、夫々参拝、三郎助外用ニ付代参道家善次郎

一本年本月祭より入費出方割合改正候事

一本日大三野村ら地所建家調書佐々木回取參り候ニ付、二冊渡ス

九月廿六日 快晴 大ニ暖氣也

一大元方所有物改清算出来ニ付、總長江元之助、源右衛門、八郎
次郎、辰之助ら、豊平、徳兵衛ら差出ス、各小印捺候事
次郎右衛門不參ニ候へとモ八郎次郎調印ス

一三郎助午後四時過る頭痛ニ養生

九月廿五日 晴

一總長出勤、大元方所有物ヲ以舟万円同苗株金募方一条談合有之(旨)

候、三郎助、元之助、源右衛門、八郎次郎、辰之助江申談ス

一笛山豊平、桜井与兵衛、斎藤保造、右呼寄地所上り高談合居候
事

九月廿七日 快晴 少々暑氣有之

一三郎助、次郎右衛門、元之助、源右衛門、長四郎改印、印鑑大
元締并ニ元締、大元方江差出し候事

一永緒、王子機(マツコ)会見物ス

一山中、深川、市川も罷出候哉と之事

一原野一条ニ付八郎右衛門殿江三郎助、次郎右衛門、返書差出し、

一大元方よりも返書為差出候事

一京都ら丁卯以来皇国江対し尽力之廉ヲ以御賞被下置候書付写取

一遣し候處、写八郎右衛門分三通、三郎助分四通、元之助分式

九月廿八日 昨夜る雨天

一總長宅ニ付大元方所有品取調候事

一深川同苗出勤無之事 雨中故と存候處新富町之由

三井高喜筆「大元緒日記草稿」

一大坂店江普請之義元繪圖面ヲ以申出候様申遣し候事

一今日新商社願御指令相成候由

一今日新商社頭取初メ人撰有之由

一養之助宿直

九月廿九日

一大三野村より大元方動不動産調達算見込達等有之由、昨日篠山、
桜井江篤と談置候ニ付、今日中取調可申旨申参る

九月三十日

一今日大元方所有品改取調候事

一明一日三階寄会大元方より廻章出ス、九等以上者計

右は大元方所有品銀行引継一条之寄会ニ候事

十月一日 晴 大三冷氣ニ相成候事

一日曜日、休暇也

一今日午^(タ)一時より大元方会主三而九等以上一同寄会、ハウス三階

二而有之候事

右人員三十八名也

大元方より酒飯申付候事

午後三四時より初り七時頃終ル

一篤次郎実印大三野村江相渡候書物三調印ス、今日持參之処不快

ニ付田村利七持參ス、調印後即刻同人江戻ス

十月二日

一大元方所有品猶清書仕立候様、篠山、桜井江總長申付有之候
一今日井田一平^(タ)則右衛門恵賢三郎身元糺三重県御札三付、戸
長^(シヤウ)差出し候書付写松坂店より相廻し候ニ付受取、三野村利左衛
門為見置預り置

十月三日 晴 北東風有之

一大三野村江相渡候書付江同苗一同ニ調印^(スヤ)積之處、明日ニ相成
候事

一今日午後三時四拾五分頃、三河町より出火、北東風強店間近ニ
付風並宜候得とも少々取片付候事、此方へも諸方より見舞請ル
紙幣索風下ニ而御片付ニ付早速店より罷出候、大蔵、内務兩御省
江も罷出ル

近火官員方へ夫々見舞ニ差出し候事

十月四日 晴 北風強有之

一今日、昨日之調印一同いたし候事

一養之助月小遣セシサ円相渡り候由、今日七八九月分請取參り候
^(二十二)

ニ付マシ円相渡、残り預り置候事

一月^(タキマ)円宛相渡、余者當銀行元緒江相預ケ置積之事

一 昨今とも総長無之不快之事

一 市岡龍出候ニ付、野原訴書一条八郎右衛門文通之義申入、跡々

承り候處聊心配無之旨申居候

一同人ゞ書付壱袋大元方へ預り候事

一 神戸米書面認候事

十月五日 曇

一 総長出勤無之事

一 昨四日夜利助方江友五郎、寛二郎龍出、去ル一日談合一条之書

付認方相談致候事

一 昨朝寛二郎、大三野村方へ罷出候節、引継一条書付之義、三郎

助、利助、友五郎相談早々取究メ吳候様申ニ付、三郎助義も利

助方へ寄会可申之処、先両人談合候上相談可致旨申スニ付、罷

出不申候、今朝承り候處弥書付相持當七月前之日付ケニいたし、

重立候者一同調印可致積り相決シ候旨承る、今朝利助ゞ利左衛

門江右之一条相毗取究メ候由

一大元方所有品調清書之義、早々可致様寛二郎へ伝言ニ付、笠山、

桜井、調方様子承り候、兩人隨意二大三野村江龍出談合居、拙

者共江一慮之咄合も無之ニ付、夕方笠田、桜井江大三野村之伝

言之旨申入候處、今朝大三野村江桜井龍出、委細相毗候旨笠山

申ニ付、左様之義なれ者宜候得とも、大三野ゞ右等之伝言其元

二者一言も不申聞取扱致被居候事故、何事も心得不申、又大三

のゞ尋之有之候節、答方ニ困り候間、以來心得不申候事なれ者
其旨大三の江断瀬候間、其元心得方如何と申聞候處、以來者急
度相伺候様可仕、御心得無之様ニ而者又私共差支候旨申ニ付、

左様なれハ此後者其都度々相毗吳候様申入置候事

一 昨夜今井友五郎、佐々木寛次郎、三野村利助宅ニ於而相談致候

銀行引継為取替書一条、今日草稿案出来ニ付、午後四時過ゞ寛

二郎持參、大三野村方へ龍出候事

右書一覽済、三郎助、次郎右衛門、友五郎、利助各調印致候事

十月六日 快晴 大ニ冷氣

一 昨日篤次郎ゞ書状着ニ付、今日返書致候事

一 三野村利左衛門義昨八年太政官第十八号之御布告一条ニ而者前

以不容易尽力心痛 御省察江三井組内外之訛柄内情歎願致候ニ

付、十二月下旬ニ至、三四ヶ年間御猶予ニ相成、先以一同難有

奉存候、加之三井組家事之義ニ付内外之厚配近頃打統、尽力之義

役前者乍申不一時成義ニ付、先般当地大元方詰三郎助、元之

助、斎藤純蔵、永田甚七内談之上、高砂町地所壱ヶ所代価五千

円之品差送、格別特別之褒賞相渡候外挨拶之致方も無之旨決談

ニ付、当四月篤次郎西京江龍出候用向出来候砌、幸便ニ付右等

之義筆と申諸置候處、於西京三同苗一同へ被及示談候處、一同

承諾ニ付八郎右衛門自筆ヲ以褒賞書被認、明治九年五月付ヲ以次

郎右衛門、源右衛門、八郎次郎、辰之助出東之節持參、篤次郎

義も帰府、一同承諾の旨承る、其後早速利左衛門江可相達之處、
彼は差支有之延引之上次郎右衛門不快、其後利左衛門義病氣、
且者三郎助、次郎右衛門、元之助、源右衛門、篤次郎実印相改
彫刻中旁大三延引、今般裏印出来差支等も無之三付、今六日祖
先宗寿居士祭日三付、店於而上等之間二三郎助、次郎右衛門、
源右衛門、八郎次郎辰之助立会、三野村利左衛門呼寄、三郎助
ム近頃種々事務多端ニ付家事向不大方厚配之處、明治九年中太
政官十八号之御布告有之、御用一時被召放レ候節者忽チ手前瓦
解可致之處、猶又不容易尽力ヲ以、前以種々歎願の旨趣相貢キ、
願意願之通御聞届ニ相成候段、實以一時安心難有大慶不過之、
猶此上ニも万務宜御頼可申入旨演舌いたし、書付相渡候處、利

左衛門申スニは、時勢色々示談有之、此場中々以ケ様之品受納
可仕義ニ無之、外ニ望ミも無之、万一閉店之節者八家之同苗今
日之凌方難相付、其段第一ニ苦心罷在候間、御褒賞者難有奉存
候得とも御品物拝受之義者御断申度、依而御同苗方此場猶更御
尽力、私居無成り候事と思召、万務御心懸ケ第一之義、店日々之
義厚御氣配何事申上候義御承知被成下、御尽力之程奉祈と申ス
ニ付、三郎助ム兼而承り候義者百事相守精々尽力可致候、此度
褒書并ニ品物とも平ニ受納被致候様、前々より特別尽力ニ付大
元方より挨拶之節所有地所ヲ以褒賞添及一礼ニ候義有之、旁此
度追も其順ヲ以取扱候義、尤大元方懸り蒼藤純造、永田甚七江
も相談之上取計候義ニ八郎右衛門ムも宜可申達旨被申聞候、此

段承諾可被申様申聞候處、右等之御事なれ者難有頂戴可仕候得
とも、何分御同苗方自今私義者無キ者と思召、家事特別御心得
御尽力被下候様申答候間、一同承諾、乍此上宣御頼可申入旨申
置候、元之助兩三日前より不快、篤次郎義も不快之由、横浜在
住ニ付兩人とも出席不致候事

一大坂三越呉服店ム書面ヲ以歎願、昨日大井小助ム深川同苗江差
出し次郎右衛門受取候由、被見せ候大意は

(二)一セ万千円余 酒造方他借

右は奥村忠右衛門、清水藤兵衛引請、店ニ迷惑懸ケ不申旨
一右之外三井銀行借用金三越元方京呉服店借用金、其外ニ而六

廉計歟

右は他家借財十五年賦位ひニ懸合可申見込
(二)(三)一セ万マニ千円余

右は他家借財十五年賦位ひニ懸合可申見込
右之賑合ニ致何様ニも尽力可仕、依而此末年々大坂三井銀行ニ
而壹万円迄流用御願申度と申、書面外ニ式通有之、右一覽迄ニ
而次郎右衛門殿江戻ス

一右之通申出、若此義も不相叶候ハ、一先一同帰京坂致し、彼地
ニ而再応談合可申外無之と小助迄申出し候由、依而小助申スニ
は、此處ニ跡方之書付取置不申而者此未克キ場合無之と申、
先此書付御預り被下、跡方之書付為差出候様致度旨申スニ付、
不得止事此書付預り置、猶跡方之義今日小助江申談度旨次郎右

衛門殿より被申候ニ付、此書付篤と熟覽之上小助江申談度旨申答候處、是非今日小助江申談候半而者不相成と被申候ニ付、左様之義ニ候得者私義者心得不申所ニ而御談被下、私此書付一覽之所ニ而者迎も難行届と存候旨申候處、左様なれハ拙者限ニ而可申談旨朗、辰殿被申候

一右之節申入候者過日喜右衛門罷出候由承り候、其後者何事も不承申候ニ付、小助も其後呼寄不申旨申置候

一此所ニ而跡方之書付取置不申而者此未可取場合無之、と申義者毎々小助江申聞直候義有之旨申入置候事

十月七日 快晴

一大元方所有物高砂町地所相除キ候ニ付、計算書為相改候

一西京表る三郎助当地在籍之届方承り度旨申越候ニ付、詳細大元緒文通錄之通り及返書候事

一三野村利助より昨日利左衛門江相送り候地所褒賞之義ニ付、先刻利左衛門より申スニは、當節(テキマコ)

(表紙)
明治九年十月八日ヨリ

(追一五五一)

日 記 草稿

十月八日 快晴
一日曜日 休暇

一養之助物産会社詰番ニ付罷出ル、今夕宿番之由

一山口武兵衛、杉山仙右衛門昨日呼ニ遣し候處、今日罷出候ニ付脇田藤右衛門一条申聞置、猶麻田佐右衛門江も畠合為致候事

右は先達而ダ脇田藤右衛門当今甚難済ニ付、素々勤功有之、宗清君より御書付も頂戴仕居候事故、跡方相続出来候様被成下度顧居候得とも、勤功は其時々相当之手当致遣シ有之義ニ付行届かたく、宗清君御書付有之事なれ者、夫ヲ大元方へ差出候ハ、聊合力致遣スヘク旨申聞有之候得とも、其意ニ不付、妻成者旧幕士族之由ニ而、其里方之者妻之兄弟ニ相当り候哉、藤右衛門代理ニ而先頃より店江罷出主人ニ逢度拵、又西大工町三野村江罷出、利左衛門ニ面談致度拵度々申參り候得とも、家督取締重掛り山口武兵衛、杉山仙右衛門江委細難行届旨申聞、為懸合候得とも、其方へは不參、店麻田佐右衛門江手紙ヲ以三野村者銀行懸り、三井家之義者主人ニ面談候様山口、杉山より申聞候、主人江面談は何方へ罷出候哉差因願度拵と申越候ニ付、山口・杉山呼ニ遣し承り候處、聊左様之義申聞候覺無之、右一条ニ付藤右衛門呼ニ遣し有之候得とも未返書も參り不申拵と申聞候ニ付、右之咄佐右衛門江も為心得、同人より返書ニ藤田之義者山口、杉山承り居候ニ付、兩人江御尋合可被成旨返書可遣様申聞置候

一麻田江懸申參り候義者先頃出店小川三朗と申者大元方之者ニ面談申出候節、西田善助ニ而者難行届ニ付、麻田佐右衛門及面談候、依之以来麻田江便り參り候事也

三井高喜筆「大元緒日記草稿」

二付、粗願済之旨申聞、是迄之規則書之通相心得相違無之旨書
面差出し候様、又是迄之規則二而当今之形勢不都合之場も有之
候ハヽ、張紙ヲ付相伺へく様申聞置、猶齋藤純造より可申達旨申
入置

(三十五)

林留右衛門義、マシサ万余之負債償却方、段々談合之上旧債ヲ以
洛方迄粗談合相済候処、留右衛門留主中本証文難行届申建ニ而
未其儘ニ有之、旧債力(六)万位ニ而済方之約定其旧債も未納方不行
届、其上扇橋之庭木、石杯いつ之程ニ哉いつ方へ歎遣し候様子、
土藏之道具も少々売払候廉も有之、万事甚不人情之致方、然ル
に相続譲仲間ニ連名ニ而者甚不都合成事、右等之義ヲ取扱候者
則講中家督之者、世話重掛り、世話掛リニ而不都合無之様取扱

一今朝市川得右衛門罷出、大坂貿服店益々不都合之様子ニ付、一
先帰京致シ何歎手配可仕と申出候、大坂貿服店より支配人壱人態
々出東致候由申出候、依而明日之船ニ而帰京候旨申居候、深川
之方へは山中喜右衛門罷出候旨申居候

但詳細之義者何も不申聞、跡より可申聞旨申居候

一今日次郎右衛門、元之助、源右衛門出勤ニ而次郎右衛門被申候
者、去ル七日当店より候へ者、吳服店より書面差出シ有之、昨九
日ニ持參候義失念致候旨被申候ニ付、我等よりドウカ差出し候様
子承り候、今朝市川得右衛門罷出、大坂店益々不都合、依而支
配人壱人態々出京仕候、右ニ付若模様ニ依り京都江も迷惑懸り
候節者何共申分無之候間、至急私帰宅、乍不及万事相談可致旨
申出候と申入候処、此方江は喜左衛門罷出咄振源右衛門より被申
居候、依而利左衛門江御談被下度旨申入候処、利助江可申談旨、
次郎右衛門申居られ候

十月九日 快晴

一三井物産会社より中外物価新報發児之儀ニ付東京府江願立之義、
東京府而已願立候様被仰之由ニ付御府而已江可差出書面ニ書改
候ニ付、今日調印、武之助、養之助為持遣し候事

一森本九右衛門呼寄虫干致候事
一寬次郎より西村江書狀出ス
一森本九右衛門呼寄虫干致候事
一得右衛門呼寄候處、昨日深川江小助より書面差出候旨申居候

但最初者東京府江願御添書被下候上、内務省江可願出書面ニ
候事、不用古反之書面も物産会社江戻し候事、使久平
一昨八日大坂分店より店惣図着候事

十月十日 晴

一今朝市川得右衛門罷出、大坂貿服店益々不都合之様子ニ付、一
先帰京致シ何歎手配可仕と申出候、大坂貿服店より支配人壱人態
々出東致候由申出候、依而明日之船ニ而帰京候旨申居候、深川
之方へは山中喜右衛門罷出候旨申居候

但詳細之義者何も不申聞、跡より可申聞旨申居候

一今日次郎右衛門、元之助、源右衛門出勤ニ而次郎右衛門被申候
者、去ル七日当店より候へ者、吳服店より書面差出シ有之、昨九
日ニ持參候義失念致候旨被申候ニ付、我等よりドウカ差出し候様
子承り候、今朝市川得右衛門罷出、大坂店益々不都合、依而支
配人壱人態々出京仕候、右ニ付若模様ニ依り京都江も迷惑懸り
候節者何共申分無之候間、至急私帰宅、乍不及万事相談可致旨
申出候と申入候処、此方江は喜左衛門罷出咄振源右衛門より被申
居候、依而利左衛門江御談被下度旨申入候処、利助江可申談旨、
次郎右衛門申居られ候

一今井友五郎江者一昨昨七日二相咄候

一森藤五郎、平尾賛平江此度利左衛門江相達候賞狀之義、委細相

咄置候事

一今夕二階ニ而元締支配人其外松しま、長田、小向井(向井小右衛門)高野寄会有之

一三野村利助江羽織地茶一ツ渡ス

十月十三日 快晴

一祖先寿讚大姉祥當祭ニ付真盛寺江參詣候事

一店より參詣無之事

一大元方より向井一郎兵衛參詣ス

一深川る次郎右衛門、元之助、源右衛門、八郎次郎、寅之助參詣、

一永緒太郎右衛門供いたし候由

一去ル十日寄会一条口演ニ付書付差出し候様相談し候由之処、同
苗江公債証書相渡候廉而已相認出し候由ニ付、猶又大々廉書ニ
して差出し候様申談候由之処、昨十二日夜七人之者寄会書付差

一出しがれ由、今日利助受取暫時一覽申候事、店引後利左衛門方
江利助、友五郎持参いたし候事

一入來益田孝殿

一今夜、昨夜寄会二条ニ付利助、友五郎、利左衛門方而罷出候事
今夕利助(方脱)友五郎江昨夜之書付三郎助へ為見置候様、委細の咄

は不聞候方宜と申居候、大元株金利付之義、平尾、高野杯より

一申出候哉之様子

十月十二日 快晴

一益田孝殿、渋沢栄一殿入來之事

一大元方所有物調不残出来ニ付、今日佐々木寛一郎為持總長方江
差出し候事

一祖先寿讚大姉退夜祭之事

十月十四日 快晴

一今晚斎藤、永田罷出候ニ付、三郎助、利助、友五郎、大元締江
寄会、此度七人之者より差出し候書付、純造、甚七一覽存意相

尋候處、大元方者建置度、銀行者減株申建度、何分各株主之事
故余慶之義申出候訟ニ者無之候間、克々勘弁可致義と申談合居
候、其外相談相済、右は書面ニ付而之咄、元來無理成建方故、
國立引直し心配之段相談シ居候事、右相済舊妻ニ而ビル食場ニ

三井高喜筆「大元締日記草稿」

而相催候事、今夜書付預り熟覽申候事

一今夕齋藤保造道具持參候事

一長四郎今引後深川一泊ス

十月十五日 快晴

一今日日曜日 休暇也

一深川一同^(や)魚船籠出られ候、朗、生、辰、弘、保、棟、一郎兵衛、

太郎右衛門、大井小助、酒店^ら壱人

一昨日保造持參之道具一覽、平尾も一覽ス

一書面之咄一寸申置候、平尾初^メ書面之外見込無之旨申居候事

一今井江今朝昨夜之書付戻ス、其砌深諭会之風聞承る

十月十六日 快晴

一今日深川一同出勤、すし五本到来

一今日利助江去ル七日東、京、坂四人^ら差出候書付次郎右衛門宅江

持參相渡被申候由承る、其書付此方へ持參三付一寸預り置候事

一其節論印咄申候処、今日相咄候所關係有之由被申居候由、仮屋重之由

一よしや道具茶碗式ツ利助^ら預り候

一保造持參之道具、利助一覽ス

一今夜小助罷出、京坂之者四人明後十八日出帆之船三而帰国仕度、
寒者大坂之都合采ル三十日之日切も御座候ニ付、甚心懸り旁帰

一今夕今井、森同道田所町江夕喰ニ罷出候事

國之由申出ル、右ニ付此程七日之書付十日ニ一覽、右書付之返答も無之中帰國可致義甚不都合ニ候旨申聞候處、小助委託状請取置候ニ付御尋之義者御請可申上旨申居候ニ付、其後其元^らも何等咄無之事故七日之書面も八日ニ市川^ら承り、右は何分宜と願居候事、然ルニ其元^ら者何等咄無之、旁右四人帰國不都合と存候得とも大坂店之都合も有之由故、別段存意は不申聞旨相答候事

一井上治兵衛明後船三而帰京候旨暇乞ニ罷出候事

十月十七日 快晴

一總長出勤、益田孝殿入來
ハチツトソン氏、佐々木氏入來

一地所懸帳面改方之義總長^ら申聞候ニ付、是迄取扱ヒ不申向井一郎兵衛取扱之旨申置候處、同人降等ニ付暇顧可申存意と風聞有

之旨申居候、大元方出入金之義手堅取扱候様申聞候ニ付、右出

入度毎見留致居候故、^(七)聊間違無之候旨申答置

一次郎右衛門商社株金工千円、竹中邦香同断イ仙サ舟円大元方出

差入候筈三付、受取候様申聞候事
^(一千五百)
一次郎右衛門商社株金工千円、竹中邦香同断イ仙サ舟円大元方出

差入候筈三付、受取候様申聞候事

一次郎右衛門、竹中邦香宛之商社^ら預券二枚、大元方江預り、追

々株券と引替相成候筈

一 山中、市川、奥村暇乞ニ罷出候ニ付面会談置候事

山中、市川江紬羽織袴宛遣ス

奥村江マ舟足遣ス、右は先頃(アキマ)

到來ニ付遣ス事

十月十八日 曇天

一 昨日井上治兵衛へ相頼ム弁藏江渡ス九年上半季勘定清算書写一冊、紙包ニして相渡ス

一 昨夜山中、市川江、広岡お浅宅ニ而安産二付、諸事取扱方之義、
当今出方無之事故万事僕約之取計方、乍併不致而者相成又事故、
僕約と申訳ケニ難參り、万々深切ニ取扱、詰り入費嵩ミ不申様可

取計旨申聞吳候様伝言ス、弁藏へは別席ニ而申聞吳候様權兵衛、
市兵衛江も申聞候様、又席四郎江用向其外相頼候義も申聞置候

一 今日より田中彦七、杉山佐七、表二階今泉詰所江出勤、旧糸店、
三越元方負債取調懸合候筈、今井より兩人江申談居候

一 昨日縦長ム今井江談合、輿州米一件ニ付新井庄兵衛遣し候積リ、
依而拝司永藏ム當人江申聞置、取究メ候ハ、至急出立之心積リ

可致置旨達方談居候事

《日記》

明治十年五月廿二日ヨリ

五月廿二日 晴 火曜日

一本日皇太后宮去ル七日京都御発輿、東海道筋還御相成候事、午

後着御(三時五十分新橋江着御)

一 午後七時過神田明神下出火有之候事

五月廿三日 晴

一大元締江市岡晋一郎罷出廿五日大審院江答弁書差出ス趣申居候

一 今日海軍省ニ而風船(タキマ)

一 地所懸りより兜町物産会社石庫後口へ床見世同様建物致置旨書
面出ス、依而及相談候処、益田此節旅行中ニ付帰東之上三野村
ム可談合旨相談決ス、奥ニ階ニ而斎藤、永田承り居候

一 高瀬英祐ヨリ茶製履支那人三名内国通行免状願、明十二時荷物
方便汽船便リニ而浜店迄相達候様、外務省江願方大竹江頼談伝
言之事

一 平尾、静岡一件ニ付自宅ニ而調物有之、今泉一緒ニ取調候ニ付
出勤不致候事

五月廿四日 晴

一 駿河台鈴木町八番地家屋繕普請一条地所懸りム同書評議済ニ付、
地所懸り江戻ス

一 昨日高瀬ム承り候外務省免状願一条、并ニ十二時氣車便ヲ以浜
店江達方とも詳細大竹清次郎江申聞置候事

一 横浜ニ而廿四日、廿五日、廿六日三日之間競馬有之由、昨日三
野村ム承る事

三井高喜筆「大元締日記草稿」

大隈、松方御両公御出港ニ而も可相成哉之噂承り候事

一去ル十八日より竹中邦香方ニ而答弁書認方ニ付、書記罷出候事

五月廿五日 晴

一過日來認居候答弁書今日出来ニ付、市岡晋一郎持參一覽ス、今

井、平尾 覧候事、明廿六日大審院江差出し候旨申居候事

一大元方帳元より銀座町地所取調相済候ニ付、地券書替願立候ニ

付、從前之地券抵當ニ納有之分、十七ヶ所至急下戻之義申出候

ニ付、今井江一覽為致、抜書ヲ以大藏省江願立之義依頼致置候

事

一過日高瀬ダ申出候茶製方雇支那人内國通行免狀、加奈川県ム漸

々昨廿四日書面外務省江御廻しニ相成候ニ付、今正午十二時前

當行出役之者江免狀御下渡ニ付、早速十二時氣車便ヲ以荷物方

ム浜店江相廻し候事

右之趣外務省出役大竹清次郎書面ヲ以申越候ニ付、横浜江電信

ヲ以申遣ス

一今日横浜競馬有之、三野村利助罷出ル、官員方御出者無之事

一大坂店江シ万円護送、水田和兵衛

右ニ付西京福・朗君書状出ス、益一条申遣ス、弁藏ムモおりわ、

有益江書状出ス

一去ル(アマ)日平尾賛平ム製茶一件表約茶書式通但本紙也正ニ受取候事

一今日高瀬英祐より製茶内約茶書横文壳通、一書壳通正ニ受取

候事

一右同人各所出張人請書、通受取候事

一右同人日記扣帳壳冊預り候事

此帳面(アキヤマ)返済ス

一高瀬英祐義、斎藤純造、永田甚七江茶製一條最初ダ之次第柄可

相咄為態々罷出候得とも、両人共引取後ニ付、猶両人日記熟覽

後高瀬出東之義可申遺旨申置候事

五月廿六日 晴 土曜日

一今日市岡晋一郎義大審院江答弁書持參出頭候處、上ケ置候旨被

仰達候由、然ル所外ニ訴書十一廉御下渡、今廿六日より三十日

之間ニ答弁書相認可差出旨御達書類御渡候由、午前十一時頃罷

出候事夫々承り候事

右之節大審院ニ而仰二者、此度相渡候書類逆も京都府江相廻

し、同府ム八郎右衛門江可相達手順ニ候得とも、委任状請取居

候義ニ付、其方江相渡候八郎右衛門江相渡候同様之義ニ付、

其方江相渡候と被仰聞候由

一製茶之義ニ付印章ニ製茶局と有之候ニ付、今井友五郎心付、局

と申スと政府ニ各局有之義ニ付、相憚候方可然と過日來申居候

ニ付、高瀬江同人ム相咄、三郎助ムも相咄候、右は差支之儀無

之、是迄県庁江も局と認差出候義ニ付差支之義者無之と押申申

居候ニ付、其儘ニ致置候處、昨夜英社ム当行各店江早々印章鑑

相廻し置候様申居候ニ付、其旨今朝今井江相達居候處、幸今

泉氏罷出候ニ付相尋候得者、局と申義差支候義と被申、政府ニ各局有之候、紛敷、御維新後早々ニ局と申義難被用旨御触も有之哉杯と被申候ニ付、相談之上無論局と申義者不用事ニ相決シ、印章改製茶係出張と調影可致積、印判師江申付候事

一昨夜三野村より承り候、大隈公西京御出張之際、又御帰東之際富

貴樓入用書二枚并二荷物方入用書一枚とも大蔵省御附添之官員

方之内江相渡候様高野、増田之内へ可申聞義ニ付、今朝増田林

右衛門江相渡候事

一三野村利左衛門百日祭、都合三寄今日相務候ニ付、大元方より代

參笠山豊平罷出候事

但生花一對真盛寺靈前江相備候

右は五十日祭之節相備不申ニ付今日備候事、明年一年祭之節者

別段相備不申候事、例二者不相成旨斎藤、永田示談之上申付候

右祭祀ニ付三野村利助出勤不申候、尤昨夜相断居候事

五月廿七日 晴 日曜日

一休暇、金庫検査致候事

一今日ハチソン外二十一番東行^(洋)ハシク任人堀切江三野村、今井同

道ス、大橋万千

一三郎助、永田、西村同道金^(キマツ)宅能見物罷出候事、永田江諸事

一頼候事高野、玉章、七之助罷出ル

五月廿九日 晴

一大元方詰所六畠敷一ト間ニ付甚手狭ニ付、隣間八畠敷之仕切打
貫キ二夕間ニ致度旨、三野村、斎藤、永田談合取極メ候事

一昨日付ケ之印形調影方今日保造江照会之上、笠山江申談合候事

但築地角屋ニ而夕飯致ス

一昨日より答弁書認方為手伝と善次郎差遣し候事、寛次郎より申出ル、今日者休暇ニ付罷出不申候

一昨日能見物場所ニ而中川彈正殿面会ス

五月廿八日

後一日配達新聞紙ニ

従三位木戸孝允殿過般來御病氣之處、終三廿六日午前^(アキヤマ)三十

分去被成候旨認有之、明廿九日葬送之由

前一日配達新聞上ニ

皇后宮御誕辰日之由御祝有之と申

一富貴樓并二荷物方書付増田林右衛門より大蔵省江差出し候方、大

隈殿より受取金之上可相渡旨ニ而、右書付三通之落手書相渡被申

候由、一昨廿六日三郎助受取置候ニ付今日利助江渡置

一斎藤保造より帳元役場印形雛形一紙受取候ニ付、斎藤純造江申談、

保造引合之上調影方笠山豊平江談置候事

一今夕奥二階ニ而三野村より大元方之義内談承り候事、西席居合ス

但齋藤純造より談合候事

一今夕より大元方ニ而用談致候事

五月三十日 晴

一今夕大元方江龜出談合候事

一地所掛り之義是迄沽券代印ヲ以取扱候所、此度地所掛り江

申付、當分齋藤保造相勤候事

一西京大村氏金談一条闇済之文通可致事

一同苗当地詰手當テ相談廻議之事

一三井組籍之義第一銀行、為換会社之順ヲ以表向籍付不致

候事、永田久保造江談合洽

一總轄代理人一条者追而談合候心得之旨、談合不遠八郎右衛

門殿出府之上可談合積り

一原野書類一袋

一茶製書類一袋

一外ニワチートソン表條約書

一同人 内條約書

一高瀬久預り候各所江出張之者より差出し候証書類

一製茶掛り日記帳一冊

一右夫々笹山豊平江渡ス、齋藤、永田同席龜在候事

一右談合相済帰行之処、西村虎四郎二階三三野村龍在三候付、其

処江斎藤、永田龍出、沽券代之処自今保造相勤候之義

一原野一条三付利助厚配之挨拶

一昨日より大元方ニ而諸事談合候義三付、用談之都合三寄三野村

暫時出席相頼候義も可有之、兼而承知いたし吳候様、斎藤純造

より申談候事一応断ニ付、三郎助より其義者操合用向之次第二寄、

出席相成候様申談合候處、先承諾いたし候事

一三野村より西村虎四郎大元締調印物者、都而調印致候様申居候事

一五月三十日 晴午後快ル

一今日大元方仕切之壁打貫キ候事

一明六月一日東照宮大祭ニ付、大元方より例年通り御供料獻備取

調候様笹山江申遣ス事

一平尾賛平王子江資生堂用向ニ付龜出候事

一原野一条二付、竹中氏邸ニ而認物昨日限ニ而今日久兩三日過候、

自是沙汰可致迄御出ニ不及旨市岡晋一郎より相達候由、寛二郎、

善次郎より承る事

一東照宮獻備金壱円貳拾五錢

一右 持參候事

一今日帳元役場ニ而夜判帳一覽候處、向井一郎兵衛宿直不致候ニ

付笹山豊平江相尋候所、向井義病身ニ付宿直難勤メ旨相断候ニ

付、中村吉之助、育児方兩人江向井之代り相頼遣し候と申居、

依之毎月七拾五錢宛右三人江挨拶金差出し居候由承る

一同苗東京妻帶ニ而相詰候者、手当之廻議差出し候旨笹山申出候

得とも、勢州兩家別廉ニ相立有之候ニ付、其廉一応内評議之上

相廻し候積り預り置候

一京都之製店三而大村氏より預り金一条取調相済候ニ付、証文下案

可相廻ス義ニ付一応三野村照会之上文通可然旨、斎藤純造江申

聞置候、笹山豊平同席

一永田龍出候答之處、右迄之用向二三郎助引取候ニ付不致面会候

事

一三野村利助、原野一条二付前嶋君御宅江龍出候事

事

六月一日 晴

一大坂庄岡方出入方当地江用向ニ付出席候由お浅々手紙、雲丹一

持參候事

右出入方 松田成巳

十四、五日も滯在之由申居候、西村虎四郎面会致居候

一五月中受付予算

出善銀セシウガツ千舟セシチ円余

入金エシセ千舟セシエ円シセ錢

手數料カ舟チシウ円カシエ錢チ厘

券數千(三百)マ舟〇(四)枚
券數千(百十)マ舟〇(四)枚

六月二日 晴 土曜日

一本町三丁目五間口余之地所壳渡之義伺出席候ニ付、評議之上壳却
可致旨相答候事

六月五日 曇夜三雨

一本日引後黒目祐天寺江龍出候事

三野村、西村、来ル十日迄祐天寺開帳宝物為見候事、帰宅掛金

五樓ニ而支度ス

一昨今東照宮大祭例年之通り

六月三日 晴 日曜日

一休暇也

一弁藏、武之助、長四郎、養之助、堀切江龍出候事

一善次郎休息申付候事

六月四日 曇天晴

一今日夕方西村龍出、物産会社之約定書并ニ渡沢殿、益田殿江利

左衛門死去ニ付家事依頼書下案書一袋三野村より請取、三郎助へ

西村より為見候様申候由ニ付持參ニ付、此度為取換下案一覽、物

産会社取換書者西村熟覧致スニ付一覽不申西村江渡

一其節利左衛門江先生相渡候渡沢氏草稿之委任状、并ニ渡沢氏と

為取替書利左衛門より差出し候請書、其外書類、大元方ニ有之分
為見候事

一今夕西川岸龍出候事

六月六日 晴

一 今日午後五時過る渋沢氏、益田氏入来、西洋料理ニ而懇会相催候事

渋沢氏 益田氏 木村氏

出水 三野村 西村 永田 今井 斎藤純 森 麻田 斎

專 平尾 斎銀 高野

右渋沢氏、益田氏江此度三井家家事利左衛門死去後(アキマ)當之者も無之、利助外重役申談合居候得とも、右御両所御心添依頼之義利助々及依頼ニ候處、此両所とも被致承知候

〔別添史料〕

(1) 三井高喜書簡下控 (三井高潔宛 明治八年三月二十五日付)

(小石川家旧藏木整理史料)

一筆啓上仕候、弥御勇健被為入奉賀候、當地相替儀無御座、此段御安意可被下候

誠ニ先頃は出坂仕、寛々得拝顔大慶不過之候

一今般大改正之事件相発し、彼是談合心痛仕候、右は当今各店莫太之負債有之候處、諸省察府県之出納追々御改正ニ付、何れ之店も日々大逼迫、如何とも操作方難行届苦心千万之折柄、各店又候多少之負債出来、是迄万務規則ヲ以申渡有之候得とも、表二は得其意ヲ、内実不相用處より年々負債相嵩、逆も行々之見込無之、此末難行届場合ニ到閉店ニ及候より、只今之處ニて店々不出府も仕候ニ付同人江委細申聞、愚書ニも荒増相認相渡可申心

躰載打出し出納御用御断申上、閉店致候方可然哉、且是迄申出之廉々難相立候ニ付、總轄委任御免相顧度旨利左衛門ら申出候ニ付、一同心配評儀有之、下拙義甚当惑、実ニ莫太之塞高故操合之致方も無之、其日送り之所置、誠ニ不容易場合閉店之見込尤之義ニ候得とも、乍併廢者安し興者難し、再開店の目的も無之事故何分ニも今一層熟考配慮依頼申外無之旨、三野村初メ一同江相迫り候處、一同ニも同意ニ付、三野村江何分乍此上尽力厚配相頼と段々相迫り候ニ付、利左衛門義も何分今一層篤と勘考可致と申事ニ而、兼而いろゝ愚考致見候得とも、此上者三井バンク設立、一同ニ株主ニ相成、万務手堅ク相備、尽力勉強可致外別段存意も無之旨申出し候ニ付家名相続之方法一同ニ依頼候事、猶追々可及示談ニ趣ニ而一同解席仕候、尤大事件之義ニ付、同苗一同、重役之者江至急ニ示談之上取究度旨私ニ三野村江申談候處、不遺利左衛門京坂江罷出可及示談と返答仕候、其後三井バンク設立之

方法夫々手分ケ致シ取扱り居申候、いづれ不遠三野村歟又者誰ニ而も京坂江罷出、万々及示談ニ可申と存居候、右様大変革之場合下拙老人之在勤、実ニ如何とも致方なく心痛仕候、過日坂地江態人御金持參便々朗君追申上置候及文通ニ置候、貴君江も一応可申上之處斯大事件、何分郵便ニ而も不安心ニ付、幸吉井

得之所、同人事用向相濟不申長々逗留差段々延引仕候、此段御

断申上候、吉井事も夫々訳ケ柄承り居候事故御聞取可被下候、

今井事も無事着御地之義も夫々及示談居候由、然ルニ同人事去ル十一日頃々不快、此節容難承り候所ヲ、ダン之由、不日快

方ニ趣候得とも今暫之処者引籠出生勤難成と存居候

前書之通誠ニ不容易場合甚心痛仕候、猶御勘考御存意伺度奉存

一過日者兩度之貴書相達拝見仕候、逸々不及貴答候、此段御高免可被下候

着後早速以愚書ヲ御挨拶可申上之所、前書之仕合、意外之御無

沙汰寵過候段、吳々御宥免可被下候、御地滯在中毎々御懲情被

成下、殊ニ美葉一玉御惠贈被下難有、以御蔭道中無不自由相凌

奉厚謝候

一三野村利左衛門江委任状御調印御廻達被下正ニ入手、早速當人江相渡申候、持登り候委任状も相渡置申候、扱又同人江賞状掛

物とも是又相渡置申候、右夫は御承知置可被下候、

一過日者おせつ殿々下拙好物成ル白玉沢山送り被吳、誠ニ別製品

日々相樂拌味仕候、下拙義浜る罷出候義頓と無御座旁伝言之外別段相尋不申候、併何之御障り無之様子承り居候、此段御安心

可被成候

先は右正助幸便恩書ヲ以内談之事件荒々申上置度、如斯ニ御座候、

早々以上

三月廿四日
〔五一〕
三郎助

篤次郎様

猶々委任状連名中、弁藏之順席江則右衛門殿名前書入調印被致候ニ付、態々御断被仰聞御過念之御義奉存候、御状之趣利左衛門江申聞、下拙調印仕候義ニ付、弁藏除名ニ而も可然哉之旨申入候處、其通ニ而宣旨申答候ニ付、弁藏義者除名仕候、此段御承知置可被下候

(2)三野村利左衛門書簡写 (三井次郎右衛門宛 明治八年七月九日付)

(小石川家旧蔵未整理史料)

利左衛門より來状写

一筆啓上致候、向暑之節御座候處、倍御機嫌克被遊御座奉恐悦候、然者兼而申上置候通、當三井組ヲ引直し私立銀行之方法ニ改正致候儀、此程願書井ニ規則とも大藏御省へ差出置候處、漸々御下ヶ相成、又候昨今淨書致差出置候ニ付、近々御許可ニ可被相成義と奉存候、就而者尊君御義、先達而より度々御登東可被遊様申上候得とも、今ニ何等之事も無之如何之御所存ニ御座候哉、實ニ此已後者御宅々といへとも御銘々ニ而活計方法御立不被遊候而者難相成、且銀行と御宅々とハ区別相立候ニ付、銀行ハ鎖店といへとも御宅々ニ於て者別段差障り無之方法ニ相成候義故、自然ニ三井家永続之事ニ可相成候、實以日夜之苦心ニ而漸々永続之方法相立候所、尊君方ニ於て下拙之申上候儀ヲ御用ひ無之、御出東不被

遊候得者、已後三井總本家と申者者御出東無之而者難相成義ニ付、是非とも御家内御召連御出東被遊候、当今之内其役名を御持被遊半而者、此末三四ヶ年も相過候ハヽ株主一同之選挙ニよつて如何相成候哉難計、実ニ三井家之大事ハ此時ニ御座候、又御府戸内召連候趣御断相成候ハヽ別段差支無之筈、又医師逆も御地よりハ当地の方ニ名医も有之、加之温泉等も有之候ニ付、御療養者御勝手次第三候間押而御出京可被成候、下拙も一応参京之上其辺之所巨細ニ申上、御同道致し可申と存候得とも、何分ニモ寸暇無之ニ付、山本周平ヲ以御迎^{ハシム}之間、是非御同道可被成候、若亦御因循被遊候而御出京不相成候ハヽ私モ是迄之辛苦水泡と相成候間、役義御免相願可申候間、跡役共申付、御委任可被下候、尚又馬淵氏も被申居候二者、其御様子ニ而京都之寒困ハ不宜趣被申居、是非とも当地へ御越可被相成様致度様ニも被申居候、且者くどくも申上候通、此度ハ御家之一大事ニ而興亡者此時ニ御座候、私御委任を受ケ候上者飽迄尽力致し、御家之隆盛ヲ期し申度候得とも、尊君方ニ於而、私之申上る儀を御用ひ無之ニ於而者、所詮行れかたく奉存候間、今度御家内ヲ御召連不被遊候半而者御政、申上置候廉々江対し不相済義故、誠ニ当惑仕候間、是非とも御一緒ニ御登東可被遊候、且又八郎右衛門様へも此書面ヲ以御申上之上、速ニ御決答可被下候、其御決答ニよつて私も改心致し、更ニ

在職御免相願可申候間、能々御勘考之上至急之御答奉待候、先者申上度如此御座候也、頓首

八年七月九日

三野村利左衛門印

次郎右衛門様

(3) 三井高喜書簡下控 (三井高朗・三井高生・三井高辰宛 明治八年九月一四日付)

(追一三三〇—一三)

一筆啓上仕候、然者此程大坂店榮三郎帰坂之砌、利左衛門より當今之形勢詳細及内談居候、定而御聞取相成候事と奉存候、誠ニ不容易場合、実三千辛苦万苦之事共ニ御座候、於貴地ニも嘸々御配慮之御義奉遠察候、何分此上ニも各店一同之尽力勉励依頼之外無御座候、拵去ル十日利左衛門より下拙并ニ大元方重役、店元締、大元方江寄会員候様申スニ付即刻相揃候所、同人申スニは、過刻御当家江御懇命被下候上等之御官員江御伺申上種々御物語之中、其元事者主人と不熟之風聞有之杯と御噂ニ付、不敢左様之義者決而無御座と申上置候得とも、克々相考候所、当今不容易場合ニ付星夜力ヲ尽し致心配居候得とも、御主人方之思召ニ不叶義有之候哉、力ニ致居候御先ニ而、右等之御聞込誠ニ今日之業ニ差支、向後之

朱書「義ニ而」

尽力難行届、甚心痛寵在其儘店江寵出候所、(名前者不申候得とも)去ル人より來状ニテ御主人方冤角御不平之御様子致承知、過刻出先ニ而承り候義と致符合候ニ付弥^{ハシム}実事ニ付^{ハシム}存られ、誠ニ案外之事共、

斯迄心配いたし御家之為ヲ思ひ昼夜之分チなく奔走苦慮致居候義少しは思召可被下之處。左者なく御不平之義者何歟御主人方之思召ニ不叶義と存られ候間、〔所金御家之不平事也〕御家之為ヲ存苦心配慮致候とも却而差支ヲ生し、御家之為ニは相成不申候間、自今退身致申度、跡役之義者御主人方御眼鏡ヲ以御申付可被成とも、亦者御自身万務御所置被成候とも其邊者思召次第、乍併退身致候とも万一御家一大事之節者何様ニも影より尽力心配可致候間、此段御一同宜御承諾被下度と致落涙申聞候ニ付、別而當今之場合其元退身抔ど者不存寄義、逆も承知可致義ニ無之候、同苗中當今之場合不注意之衆も無之、素より不平抔と申義者決而無之事ニ候間、聊懸念不被致様、何分此場ニ而左様之存意甚差支候間、不相替万務宜御頼可申入旨再応申述、猶重役一同よりも段々及説得候得とも承知不致、私義者第一皇國之為、又政府之御為ヲ申建、統而三井家の之為ヲ相心得、種々尽力罷在候得とも、御主人方右様之思召ニ而者私御当家ニ罷在候者却而三井家の御為ニ不相成事故、此度者は是悲退身、影より心添可致と申スニ付、猶再三及弁解ニ、右等之趣意京都同苗衆江可及文通ニ候間、決而無懲念万事宜御頼可申入旨申聞候處、左様之事なれ者早々御同苗方江具ニ御文通可被成様と申居、御返答參り候迄者は迄通り相心得可申趣ニ御座候、右者私より申し出候義而已ニ御座候、斎藤初メ一同より種々及説得候義者各より詳細文通可仕と存居候。

右之次第二而一時甚迷惑仕候、於当地ニて不平之存意人々之噂ニ

相成候之義申出し候事も覚不申候得とも、上等官員方江御申上候者も有之哉、誠ニ油断ならぬ時節甚以心配仕候、何分^{〔朱書忽チ〕}當今之場合前之灯火ニひとしき折柄、利左衛門前書存念有之候而者甚差支候間、於当地ニ精々可及弁解候得とも、於御地ニも御良解被下早々貴答可被成下候、先は右申上度、如斯ニ御座候也。

九月十四日

高 喜

高朗君

高生君〔朱書
船中〕

猶以本文之義福大君江申上候得者、御心配も可被遊と存候得とも、御承知無之も不都合ニ候間、御序ニ宜御申上置可被下候

(4)西岳庵四郎書簡(三野村利助宛 明治八年九月二七日付)

(小石川家旧蔵未整理史料)

十四日御連名之書状十九日着、外勤三附深更帰店、開封恐愕茫然、唯胸痛之處、翌二十日山本着、十七日御認之貴書落手、直ニ披封拝見候處、十日會議之苦件本末御細書弥以消魂之至ニ候、小生一昨年來西京へ不相登<sup>〔朱書
舟三平〕</sup>、忽而事情ニ疎候条耻入候、近頃朗君如何御錯考候哉如兒望義中三へ御申聞、同人々喜君ニ奉通信ニ附、貴兄へ御内談も有之候由、然ニ旧弊且那様と之論ニ而御愛拶之被成方も無之、且中三既ニ大元方之檢事、御主人方同等之権理ヲ有候ニ附、朗君誤而如何之御意談候共、飽迄強諫可致之處、無左シテ態

三井高喜筆「大元緒日記草稿」

々喜君へ運情候事不得其意思召由、且去月中旬頃々於貴地當組之風說、不宜如何成由縁ニ哉御不審之處、去月廿八日伊藤工部卿へ御拌謁之節、西京住之主人等ト利左衛門ト之間不熟之由、何程利左衛門尽力候共主人三不平有之而者永続無覚束、ケ様之不祥者外左代等々説解シ和合ヲ不計ハ不注意至極也ト仰ニ附、御尤之御儀難有拌承、併主人等之不平ハ如兒童申条、決而利左衛門〔采書「知事下解事」〕へ為御聞被下間敷様御願置候處、其後利左衛門殿、大久保内務卿へ御伺候之砌不計否同事御親詰有之候より事發熾シ、既三十日之會議利左衛門殿之歎論憤說御尤至極深遠察候、加之此節貴京中浮説流伝シ、三井之主從不熟ヨリ失万機、閉店近キニ有ヘシ杯紛々巷說有之故、實以恐懼且不愾憤怒事二候、且十日会合連名之外旨趣偏泄無之筈之處、外説内勢〔ニ〕二自覺候哉七八名私会シ、此節之風聞害事成時ハ御家之大事ニ難換ニ附、不平之御主人方御隱居被下度大元方へ願書可差出旨ニ附、各名貴家へ御呼寄以御懇諭一ト先宥延御停止被成候由、喜君貴兄ヲ初、老分之御各名深々御脳慮之目前見淵御存志も無之義、何者歟如斯惡說ヲ高官御方々へ讒入シ利左衛門察胸痛無量、御家興廢闊大件直三二十日夜船ニ而上京、中三へ相談シ、二十一日中福、朗、辰三主君次第柄具ニ上伸候處、素々不平等之御存志も無之義、何者歟如斯惡說ヲ高官御方々へ讒入シ利左衛門之忠慮ヲ折燒シ候哉、既ニ喜君より朗、辰両君へ御通達之書モ十九日到達ニ附、兎に角御苦腦中、尚又中三、拙等々ト上伸候二附、実ニ色ヲ失ヒ御心痛ニ候、利左衛門殿之義心強力、衆多手代之不可及者勿論、内外多難之中今日家名光輝不減、却而美名ヲ

弘張候事、実ニ無比類勲功能々甘味感悅候事ニ有之、今利左衛門不取留妄說ヲ掛念シ退辞拵致候而晴夜之失燈、盲人無杖共可申、其為ニ忽方向ヲ失過、家門之亡滅共可相成者不俟論、是迄利左衛門千苦万辛ヲ以維持相統候事も水泡ニ属可申、祖先へ無申訣、親族家從ニ到迄路頭可迷之外無之候、深々御歎愁、素々不平之存忘無之義、且他謗無根之浮説ヲ不信、飽迄尽力厚配可及倚賴之外無之ニ附、其情実具ニ喜君御方へ御頼通可有之旨誓而被仰聞候、何分ニも御家門之御大事、速ニ御頼信可被為在候様與々上伸仕候事ニ候、最早右御送書着東候事ト察上候、朗君久々御不快未御全治無之、御病鬱之滯惑歟無取處如兒戲ハ申条も候得共、根之有程ノ事ニも無之、唯々旧弊考之御氣隨而已、深掛念候義ニも無之ト奉存候、譬小兒之無理ダ、ケ同様タラセハ尚々意張候、又嚴ク吃レハ泣出し可申、暫捨置候ハ、泣止可申様之類ト存候程、御病氣ハ未治之御事無相違ニ附、暫御病人ハ蒲団上ニ御寝サセ置候方可然歟ト奉存候、素々不撓之根強御思案之可有咎も無之、既ニ喜君へ御連書御調印ニも相成候ニ而御察し可被成下候、將無補翼獨御英斷可相成之御才力共不奉存候、主從之間ハ兔も角、利左衛門殿ニ力量対応之御論も嬰兒ト争論同様ニ而無詮之御事ト存候、ケ様之童蒙說ニ無御掛念、多難渙轄之時勢累印同様之御家門維持之礪魁大丈夫之鉄名心ヲ以永続之活法御改正之御尽力偏ニ御依頼之外無之候、貴兄より連々程克御伸収之程奉頼御事ニ候、連名之貴書御答西京中三々認越候ニ附、則今便差出し申候、何分ニも多数之人

心離叛無之様、和熟唯管奉祈之外無之候○長田事件之義も何分大
蔵省大阪府等ニ閑候義、等閑ニも打捨かたき事ニ候條、右様御苦
煩中ニ候得共御配意早答有之候様吹田へ御談も被下候○神戸之
地券東方地ニ而抵当ニ御用之方可然存候間、御良考御申越可被下
候、將明年ノ地租御改正ニも相成候ハヽ、多分之出租ニ附此辺モ
勘合地代価減少之願ニ而也可致歟、何分ニも御勘考可被下候○新
銀行株募之規則ニ隨ひ貴店之雇人募方之形容御序ニ為御聞被下義
候、當處拵者或も真ニ多分之募方六ヶ敷方法ヲ以相当準備為致候
外無之と存し候間、其様子柄御伝授奉希候○中由在京中諸事無御
腹藏御談可被下候、為替冗金送方も同人々毎事追頼候条貞々御助
援可被下候○此兩三日前阪府參事公宅へ參候處、此頃其組之評判

甚不宜、何歟於東京抵当事件彼は致候事聞込候拵御申ニ附、決而

左様之義者無之、併他之誹謗ハ如何共致方無之、頓而虛実ハ至然

ニ相分リ可申ト平氣ニ申上置候、(同日カ)鐵道井上様ニ而も右同様之

御噂有之、何れより惡説ヲ廻候哉痛慮至極之事ニ候、何卒白日青
天ト申事ニ祈望候事ニ候、先者右御答旁如斯ニ候、書外万縷期後
音候也

九月廿七日

三野村利助様

西邑席四郎

頃日種々之忘説ヲ申触ス者有之、既ニ主從不平之取沙汰官員方
之御聞ニ達、御懲命之御内沙汰被下候趣甚以恐驚至極、素より
其元之義胆誠忠同苗一同不容疑ヲ、依而異存不平等毛頭無之所、
萬一其元浮説ヲ信シ、別異在之候而者内外人江対、耻辱之端ヲ
モ可免ス、惱慮悲歎無此上、依而急便ヲ以西京同苗江情実之巨
細申送り候處、一同相驚、別紙之通り異存不平之念無之証申越
候、我等ニ於而素より同意之義ニ候條、今般改正別而大切之場
合、向後共ニ從前之通り尽力厚配ヲ以、不朽之基礎良法相建候
様依頼申外無他事候、依而自記調印致誓言候也

明治八年十月

元之助
三郎助

三野村利左衛門殿

誓言

此度妄説申立候者有之、既ニ高位御官員ノ御聞ニ達シ候趣恐驚
至極、素ヨリ其元ノ義胆誠忠同苗一統不容疑、依テ異存不平等
毛頭無之、萬一其元浮説ヲ信シ、別異有之候而者内外人江対
シ耻辱之端ニモ立至リ可申哉ト胸痛惱慮悲歎無此上、畢竟隔意
在之拵ト申段者三才之童子タリトモ相訛リ候義無取處事柄ニ候
条、寒以大切之場合ニ付、從前ノ通不相替尽力丹誠被致吳、向
來共妄説些事ニ無懸念益奮發厚配ヲ以、弥上ニモ盛大基礎之良
法吳々頼入候、若已來彼是申触候族有之候ハヽ、此書取ヲ以被

(5)三井家同族誓言案文（三野村利左衛門宛 明治八年一〇月）

（追一三三〇一四）

致弁解、其上ニモ虚説申通候者ゝ証拠請取可被相糺、其斯ニ至
リ未練之義等決而申間敷候、為後証確書如件

年号月日

義二付宣御承知可被成下候、先は右此段乍過念申上度以愚書如斯
二御座候、早々以上

三月三日

篤次郎
元之助

三郎助

高辰
高生
高朗
高喜
高福

三野村利左衛門殿

(7)西京番状役場状（明治九年三月一八日付）

（本六九二）

(6)三井高喜・三井高潔・三井元之助連名通達状写（三井次郎右衛門・三井源右衛門宛 明治九年三月三日付）
(小石川家旧蔵未整理史料)
一筆啓上仕候、陳者去ル月廿四日、太政官第十八号御布告ニ付、
是迄第一銀行ニ而相勤居候内務・大藏兩御省出納御用此度御廢止
二相成候、依而此方ニ而相勤居候諸省寮出納御用之義も同様ニ付、
兼而三野村々歎願も仕置候得とも、猶又此節種々尽力歎願仕居、
御聞届之確書頂戴仕度候ニ付甚心配仕居候、就而者當銀行逆も創
立顧立中、殊御地者同苗居住之地旁御両省々京都御府江御尋合
之義可有之も難計、左候得者又御府々此方江も御尋合可有之哉と
奉存候間、自然右等之義御座候ハ、程克御請答被成下候様致度、
何分当家今日之場合ニ御座候間、是悲許可可相成様尽力歎願ニ差
響候様之義出来候而者万務難行届終ニ者可及瓦解ニ、至極大切之

致スニも此改正之事務悉皆三野村利左衛門江委任セしものなれ者、
利左衛門より出願之廉々ハ都而三井同苗中より出願之事と見做シ、採
用許可すべき条理なれ共、從前三井組之家事悉皆委任する旨之委
任状ニて、此改革を為シたる後ニ到リ、西京旧主人共より不承諾之
廉等申出候而者甚不都合ニ有之、且主人共より此大改革之事ニ付、
連署之出願も無之旁一応京都府江御問合可有之御内評議も被為在
候哉ニ付、若大藏御省より京都府江御問合有之節者、何れ御下問可
有之ニ付而ハ、不都合之儀無之様注意御請可致旨委細被申越之趣
夫々承知、今般諸御省取扱御改正被仰出候付而者、於其地不容易
苦配之儀と深ク遠察、御下問之砌、差支有之拵ハ無論不申上、細
書之文意を以不都合無之様取計可申候得共、右改革ニ付而者何等
事情御問尋之程難計、其節百事承知不致置候半而者、心痛不少ニ
付、當今其地事務多端之折柄ニ候得共、重役之内壱人早々出京候
様いたし度、此段頼入候、右為返報如斯候也

九年子三月十八日

武之助印

辰之助印

上原甚四郎印

八郎次郎印

藤田助右衛門印

山崎甚五郎印

中井三平印

三郎助殿
元之助殿
篤次郎殿

三野村利助殿印

今井友五郎殿印

森藤五郎殿印

麻田左二平殿印

斎藤専蔵殿印

高野栄次郎殿印

平尾賛平殿印

斎藤銀蔵殿印

吉野龜次郎殿印

松島吉十郎殿

川村源兵衛殿印

藤田富之助殿印

長四郎殿印

次郎右衛門印
八郎右衛門印

(小石川家旧蔵未整理史料)

御話書

益御清榮奉賀候、然者其後当地主人方へ日々説諭御差車促シ居候得共、御了解乍被成悠々トシテ難決シ、甚困却之至、過十五日頃ハ何も捨置帰京可致哉ト決心候得共、中三子、西村氏等種々説諭付其儀も止り、猶続テ弁解致し、漸朗、辰、弘、震之四君御出京ニ決候處、急速御発車之御決談難届苦々敷事而已、痛慮千万ニ御座候、全ク拙子不弁解故ニ哉ト存候得共、今日之形勢ニ比シ恐縮之外無御座候、定召貴地ニテハ方々御着京ヲ確首御待兼ト恐察罷在候、過日來詳細書取ニも難書尽シ、今日迄之事情荒々別紙ニ認メ候、御熟覽被下可然御推知、總長見込如何御座候哉、都合二より荒々御話被下度、到底当地ニテハ世之中之情実何程弁解候とも無益ト存候、無理言子供もタラシテ東京マテ連出シ大海ヲ寒見不為致候テハ速ち目が覺不申候、至極御量察之上可然總長ヘ御話被下度奉存候、西村氏永々当地滞在、日夜厚配致し彼莫候得テ、去廿一日早々帰坂被致候次第ニ御座候、右御願申上度如是御座候

五月廿二日

三野村利助印

三郎助様
今井友五郎様

三井高喜筆「大元締日記草稿」

(9)三野村利助「御話書」(大元締死 明治九年五月二二日付)

(小石川家旧蔵未整理史料)

京都着後今日迄凡三十日間無益之日數ヲ過候段、甚以殘念之至奉存候、着京翌日ヨリ世之中変遷之巨細ヨリ店内一般今日之都合無拠大改正新法ヲ開ク事情并過般三郎助様へ宛御伺書之弁解等致候處、御一同何れも御承解、東京ニテ之尽力美ニ難謝よし御答ニ付、大藏、内務、其外各官省之御仁惠ヲ御話シ致し、統テ御呼書入御覽候處、猶篤ト相談之上答ルトノ事ニ付、別ニ御相談ト申儀ニも有間敷存候得共、其日者八郎右衛門様御欠席ニも在之、後日木屋町御宅へ罷出、猶又巨細御話申上候處、八郎右衛門様御熟承相成、各君とも御異存無之筈ニ候得共、次郎右衛門様ハ御実病、八郎右衛門様ハ御老病、源右衛門様ハ博覧会社之検事ト歟ニテ日々御出勤、宿直も在之趣旁以御三人とも御出頭不被成、南様、竹屋町様而已東京ヘ御越候事ニも被成度様子ニ付、猶又種々弁解致候得共、何故歟次郎右衛門様御心中不解處も在之、八郎右衛門様も実ニ御病氣之次郎右衛門様ヲ出東候様ニ付、此際御捕御出京無之テ者御家の興廢此一事ニ有之、愈御出京之儀彼は被仰候ハ、店内改正ニも及一同行取候迄申上候ニ付、御老年ナカラ態々油小路御宅へ説諭三御越、次郎右衛門様出京御断ニ候ハ、八郎右衛門様御出京トノ御決心ヨリ、御老病ヲ為勞候儀不本意トテ漸次郎右衛門様御出京候事ニ決候次第、其間種々問答も御座候得共難書尽、西村氏トモ相談之上兩人ニテ日々説諭弁解ニ掛歩行、同氏も本月八日夜船ニテ上京後昨廿一日迄之永滞留トナリ、店内改

正之談事者聊ニて、御主人方之説論ニ数日ヲ暮シ実ニ馬鹿ラ敷事而已、其意味詳細ハ帰東之上御話可申上候、漸本日ニ至出京之決定ニ付、神戸出帆船開合候處、廿六日千里丸ニテ其後者廿八日ナルよし、廿八日之船元四番船之内ニ候ハヽ、同日乗組、若小サキ船ニも候ハヽ明後廿五日御出立、陸地御登京ト決候、過日電信ニテ得貴意候得共、次郎右衛門様、源右衛門様、八郎次郎様、震之助様也、其余奥様方御同行之論ハ種々申談候得者、推テ此説ヲ立ル時ハ八郎右衛門様始メ御不承引ラ被仰立、彼是無益之日數ヲ費シ、次郎右衛門様始メ病氣御申立之御覺語^(アマ)ニ付、不得止事此度ハ奥様方之御同行論者推テ不申立候、御出京之上篤ト御説諭致し可然次第も御座候、八郎右衛門様御病氣之次第者新宮氏之病状書ヘ願書相添御差し候積、就テハ当地府庁ヘも病氣之趣御申立候順序ニテ御引籠候思召ニ候

一八郎右衛門様御壻人之御滞京ニテ何歟物淋シ様被思召候趣ニ付、弁藏様ハ当分京店元締ニ御詰合之事ニ決候

一盟約書ハ各御調印済ニテ則右衛門様而已御欠印、依テ拙字帰京之節陸路ニ候ハヽ御調印為済持帰候心得之處、滯留中難事ニ付、何も日ヲ費候故、帰路者勢地ヘ不廻ラ船ニテ帰京之積ニ付、盟約書者其儘持帰ル事ニ致し候

一新任役員辞令書篤三可渡候処、朗君苦情有之延引、漸説論三候、

過十八日各相渡候、大阪分ハ西村氏而已相渡候儀ニ候、是ハ大

阪ニも少々苦情有之、逆も平井栄三郎殿ハ支配ニ致難キ儀御座

候ニ付、當分中由氏ヲ支配ニ致し度趣、尤平井氏ハ當春來病氣ニテ西京ヘ戻り居、不日出勤ト申事ニも難至、旁以中三氏、西村氏相談之上取究度趣ニテ延引候処、本日西村氏ヨリ別紙^(アマ)至来ニ付、合封差出し候、尤支配役ハ中由、副支配者清水ト致し吳候様頼談事情承候処、不得止儀も有之趣、右詳細者帰東之上御相談及候ニ付、暫時御見合可被下候

一今般御呼書之内、則右衛門様義ハ旧冬來御病氣ニテ御引籠之由、就テ者為名代復太郎様ヲ御呼被下候ハヽ、如何御座候哉之趣篤次郎様々御相談ニ候、尤先年來横浜ヘ御出勤ニ候処、御帰勢後鬼角御不勉強之趣、到底勢地ニおいてハ不宜ト申事ニ候よし、御勘考之上至急御呼寄被下度存候

一前条之次第二テ当地所有物并貸金巨細調、地所之調等何れも半途ニ相成居候得共、右等者藤田、永田ヘ托シ置、御主人方御東行之節鬼も角御同道可致心得ニ御座候、無左テ者事情難解尽様存候

右之外種々得御意度儀御座候得共、不日ニシテ帰東候ニ付、何も持帰御相談可仕候也

五月廿二日
大元締御中

三野村利助^(印)

新歲之御吉祥無際限目出度申納候、甚寒之節御座候処、益御機嫌
 克被為遊御超歲恭悅奉歡賀候、脩旧年登之砌ハ不一方奉御懇命、
 殊ニ着艦上陸之際、將帰西乘船之際共ニ種々蒙御厚助、以御蔭無
 事帰阪仕候ニ附直ニ御礼之腐書可奉呈獻之筈、年尾至追之着阪、
 万般雜用輒湊、至新年而も尚手後之多事、夫彼ニ被追心中乍不安
 遷々等閑之罪無申訳、偏ニ御仁怒奉希上候、殊ニ出發之際ハ不存
 寄重宝之御品御錢被成下候御厚情千万奉拝謝候
(三野村利左衛門)

時勢之沿革御痛慮不容易折柄、大三之病患、人材之欠乏、政府ニ
 も危躊ニ思召候景況、加之店内衆心之動搖治則御脳意之程、乍不
 及深淵察上仕候、殊更旧年尾ニ至、土印之催促件等其比類患難之
 輻湊御苦腦、乍憚奉察上候、種々御良策ヲ以土印之件程克御防禦
 相成、歲末仕詰も都合宜三至候条、慶喜無此上候、何分ニも上下
 内外千苦万憂集湊之秋、臨機之御指揮唯管願上仕候義ニ候、卑生
 義も心中苦煩ハ無限候得共性愚之質、各君千辛之御苦端毫末モ奉
 助之無微功、實以恐縮之至洗首待罪之外無之候、帰後直ニ西京ニ
 登り候心得之処、如前書差向目前之事務ニ被追不心遲々漸新年三
 日夕上京仕、於東京尊君初喜君より御懇授之件々、且大藏・内務御
 兩省之御愛顧御教説ヲ初大隈卿之出格之御厚情、五代、涉沢、益
 田等ヲ被促陰ニ御援助之御深切、且三氏之意見飽迄添力之助言、
 且ハ大三之病患日進迫暮、附而者人備之御痛心且ハ衆人氣動之軒
 末、且ハ大三不幸之義有之節ハ本店初各處店々ニも大ニ意外之沸
 握可有之必然之勢、此鎮靜ハ必君公ノ御協力ならて難行届事態、

且ハ政府御愛省無ニ之御保護為御報謝、福君速ニ御上東被遊候ハ
 勿論、朗君初各御主君方神速御予決非常之御予防至極之御急務之
 様体、今姑息御流弊有之、追日噬臍無詮ノ次第等中三ニも談合之上
 福君ヲ奉始各君公方へ縷々細々上伸仕候処、何分不容易時節非常
 之考議ヲ遂御尽力可被遊之、一応御答詞ハ有之候得共、御底意真
 之御明解御弁知寢食ヲ忘し御家門之為御進發之域ニ至兼候様ニ而
 歎ケ敷御事ニ候、就中朗君唯々些事之御不平論有之、奥歯ニ物ヲ
 挾候様之御發言種々機ニ隨ひ諷上仕候得共、御解語無之様子、向
 天歎息之外無之候、將七日ニ木屋町様ハ各君御会合ニ而焦眉急
 務之件々御議決被下候趣ニ附、拙一応下阪相待候処、今日迄何等
 之御一信も無之、心中煩悶御推慮可被下候、何卒尊君様ヨリモ宜
 御諷諫之御催促被下候様奉願上候、新年早々君公方之御中、二、
 三方ハ是非御出京有之、且阪西阪東へも御巡覽御派出、喜君一応
 之御上京も候ハ、其頃福君必御登東不被為在候而者、上政府之御
 保護ヲ失シ内衆心之離叛必然ト奉存候、精々中三共申合諷上候
 得共、尊主君より嚴謹御進促唯管奉願上候、將旧年勢地之御変質
 未曾有之御儀絶言語候、両御宅店一ヶ処之燒燬等御内憂之甚極、
 是等ニも大元方御変革之際都而旧格御引考ニも難相成御儀、此際
 非常之御厚議も可被為在者勿論、御同苗様御申合御新律ヲモ御編
 纂纂之而者不叶御儀ト奉存候、則右衛門様御方御燒害実ニ絶言語
 様子、且尊主君ニも数多之御重負御遞送之分御焼亡之御様子ニ
 も相伺候、揮而是等之御儀御談事御急務ト奉存候、然ニ御同苗様

方西京ニ御会合ト申場ニ者、目今对政府難被遊義ニ候条、速ニ各君御登東、現今急事ハ素々将来之御律設も被遊候半而者不相済奉存候、愚生等々も精々奉促候得共、喜君被仰合西京表へ嚴迫御通報奉願候、將又如前文帰阪以後多事ニ被追、東京各名へ出状も不致旁現今大三之様体如何候哉、不承徒ニ痛心而已罷在候、乍恐御聞之模様御序ヲ以寸猪御染送奉願候、且大三ニ無事内ニ各御主君ニモ御出京、将来沸擾之御予防唯管願話敷奉祈候御事ニ候、先右禮且御断、且雜事奉上伸度如斯御座候、時氣折角御愛護奉禱候

一月十一日

西邑馬四郎

謹言

潔尊主君

玉椅下